

第4期和水町地域福祉計画
第3期和水町地域福祉活動計画
(素案)

令和6年1月

和水町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 地域福祉について	1
2. 計画策定の目的	2
3. 地域福祉をめぐる動向	3
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画の期間	5
6. 計画の策定体制	6
第2章 和水町の現状	7
1. 人口や世帯の状況	7
2. 支援を必要とする人の状況	12
3. 地域福祉に関する社会資源の状況	15
4. 町民アンケートの調査結果	17
5. ワークショップの結果	28
6. 団体ヒアリングの結果	29
7. 現状からみる和水町の課題	32
第3章 計画の基本方針	33
1. 基本理念	33
2. 基本目標	34
3. 施策の体系	35
第4章 施策の展開	36
1. 支え合いの意識と人づくり	36
2. 協働のしくみづくり	42
3. 安全・安心なまちづくり	49
第5章 計画の推進	57
1. 計画の推進にあたって	57

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉について

(1) 「地域福祉」とは

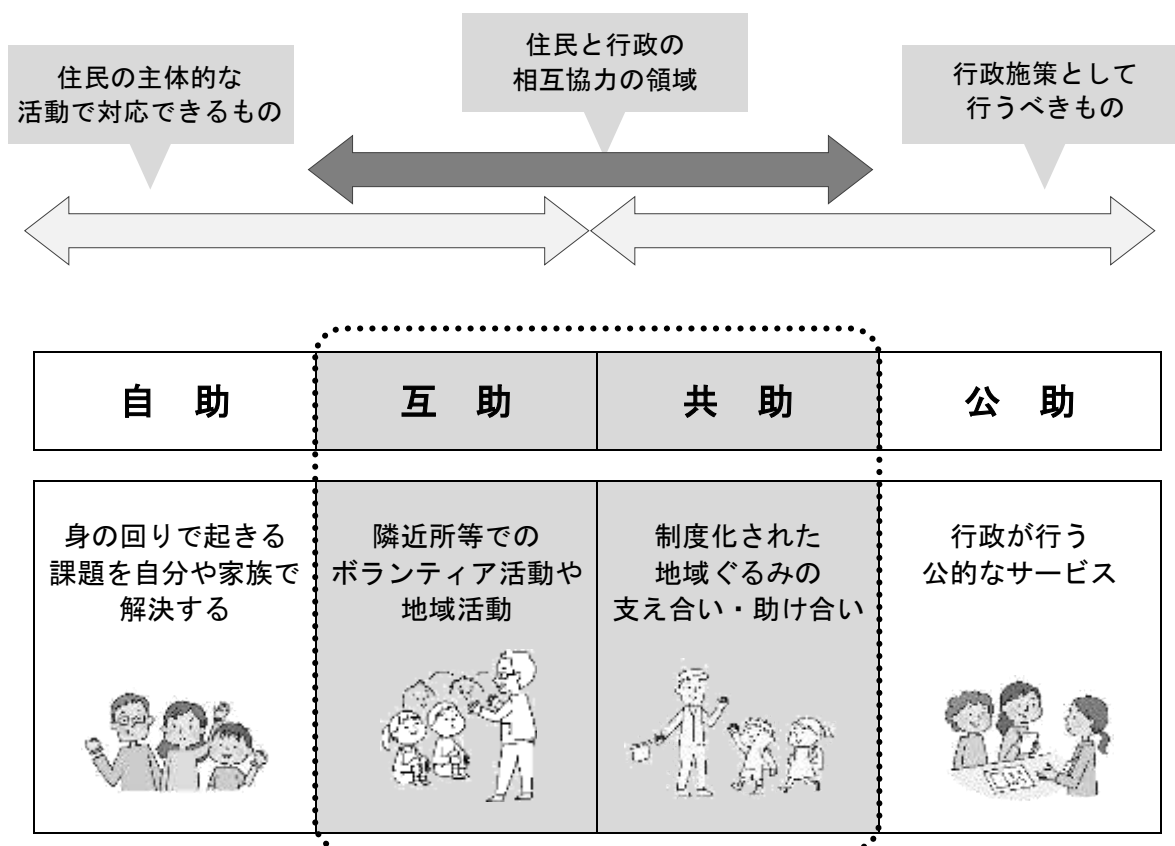
地域福祉とは、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに支え合い、助け合いながら地域課題の解決や住みよい地域づくりに取り組む考え方です。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域でのつながりの希薄化など、わたしたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

和水町（以下、「本町」という）も例外ではなく、こうした課題に対し公的なサービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合いの取り組みを協力して行い、町全体で幸せな生活を実現させていく必要があります。

(2) 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進していくためには、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに協力し合える関係をつくる必要があります。「自助」「互助・共助」「公助」の考え方が重要となります。



2. 計画策定の目的

わが国では、高齢化や人口減少が進み、地域における助け合いや支え合いの基盤が年々弱まってきました。人口減少が本格化することで、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれています。

また、社会保障制度は、これまで高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごと、生活に必要な機能ごとに人々の暮らしを支えてきましたが、近年は様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーの問題など個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況も増えています。

こうした社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域における人と人とのつながりを再構築することが喫緊の課題となっています。誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が求められています。

こうした体制づくりを推進するための指針として、このほど「第4期和水町地域福祉計画・第3期和水町地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。孤立している人や困っていても専門機関につながるできない人、制度の狭間に落ち込んで問題を抱えた人などに積極的にアプローチし、支援を行う仕組みの整備などを盛り込んでいます。

本計画及び関連する各分野の個別計画に基づき、住民の困りごとや悩みなどに適切に対応する様々な施策を推進することにより、誰もが安心して、いつまでも住み続けたいと思える地域づくりを目指します。

3. 地域福祉をめぐる動向

(1) 孤独・孤立対策の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域で従来より行われていた祭りや地域活動や学校行事といった人と人が集まり交流する機会が激減し、その影響が長期化したことから、孤独に陥りやすい状況が発生し、全国的にも女性や若者を中心に自殺者数が増加するなど、深刻な事態となったことを受け、令和3年2月に内閣官房に孤独・孤立対策担当室が立ち上げられ、同年12月には、孤独・孤立対策の重点計画が策定されました。

しかしながら、令和4年度も自殺者が増加し、特に児童生徒の自殺が514人と統計史上初めて500人を超えるという深刻な状態が続き、これを受けて、政府では、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定める「孤独・孤立対策推進法」を国会に提出し、令和5年5月に可決・成立しました。

同法は令和6年4月1日に施行されるものであり、今後、各市町村でも「孤独・孤立対策地域協議会」を立ち上げ、地域の実情に沿った自殺対策を強化・推進していくことが求められています。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

地方自治体の福祉施策推進においても、SDGsという世界共通の目標を組み込むことが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4. 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、本町における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、地域福祉に関する取り組みをまとめた計画です。

■社会福祉法第 107 条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域住民やボランティア、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

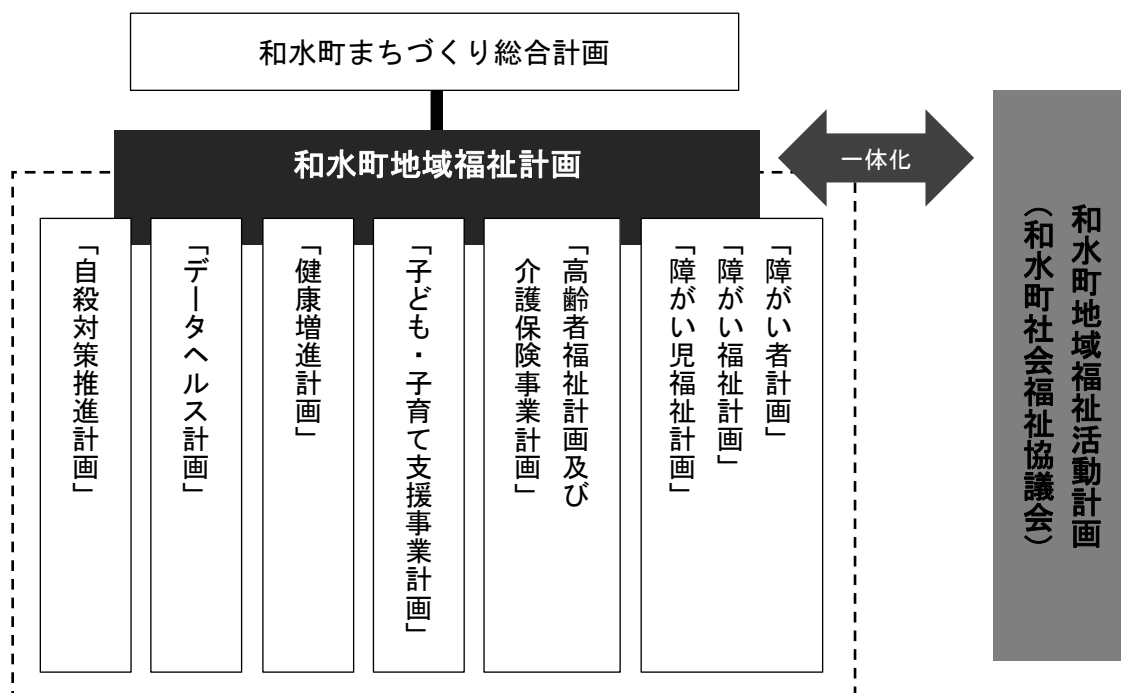
■社会福祉法第 109 条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 関連計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「和水町まちづくり総合計画」の下位計画として位置づけられるほか、関連する各分野の福祉計画（障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、データヘルス計画、自殺対策推進計画）の上位計画となっています。



5. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

また、国や県の方針、社会状況の変化等により計画の変更が必要になった場合には、随時計画の見直しを行います。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	見直し					第3期和水町地域福祉計画 第2期和水町地域福祉活動計画				
					見直し	第4期和水町地域福祉計画 第3期和水町地域福祉活動計画				

6. 計画の策定体制

計画策定にあたっては、住民参画の視点を重視し、様々な手法で住民の意識、意見、提案などを把握することに努めました。

(1) 町民アンケート調査

町民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 町民ワークショップ

地域の福祉課題抽出と、その解決に向けた取り組みについて、町民が主体となって協議を行い、その意見を、計画の中で推進する自助・互助・共助・公助による取り組みに反映させることを目的として実施しました。

(3) 関係団体ヒアリング

地域福祉の推進に関連し、地区団体の活動状況及び活動する上での課題と今後必要な取り組みなどを把握するため、関係者に対するヒアリングを実施し、現状と活動に関する課題、今後の方策など、意見の聴取を行いました。

(4) 和水町地域福祉計画・和水町地域福祉活動計画策定委員会

地域住民、福祉事業所、各種団体、学識経験者、町内関係者等から編成される和水町地域福祉計画・和水町地域福祉活動計画策定委員会を設置し、計画の内容について審議を行いました。

(5) パブリックコメント

計画書案について、町民の皆さんからの意見などを幅広く募集するため、ホームページなどで閲覧できるようにし、パブリックコメントを実施しました。

第2章 和水町の現状

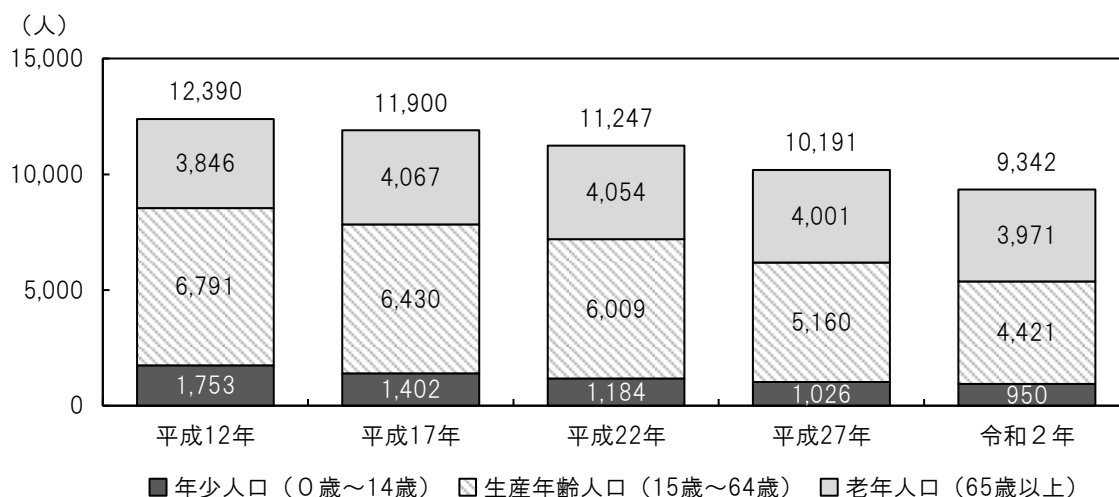
※本町は、平成18年3月1日に、菊水町・三加和町の合併により誕生しており、平成17年度以前のデータは、2町の合計値です。

1. 人口や世帯の状況

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、本町の総人口は減少傾向にあり、令和2年は9,342人と10,000人を下回っています。年齢3区分別でみると、平成17年以降はいずれの区分も減少で推移し、年々上昇がみられる高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）については、令和2年に42.5%と4割を超えています。

■人口の推移



資料:国勢調査

	総人口	世帯数	世帯人員	年少人口割合	高齢化率
平成12年	12,390人	3,674世帯	3.37人	14.1%	31.0%
平成17年	11,900人	3,668世帯	3.24人	11.8%	34.2%
平成22年	11,247人	3,624世帯	3.12人	10.5%	36.0%
平成27年	10,191人	3,512世帯	2.92人	10.1%	39.3%
令和2年	9,342人	3,416世帯	2.73人	10.2%	42.5%

資料:国勢調査(総人口は、年齢不詳を含む)(世帯数は、一般世帯数)

(2) 小学校区別人口

本町の人口を小学校区別にみると、高齢化率は「菊水」が41.0%、「三加和地区」が46.0%となっています。

■小学校区別人口

	小学校区別総人口	高齢化率
菊水地区	5,393人	41.0%
三加和地区	3,819人	46.0%

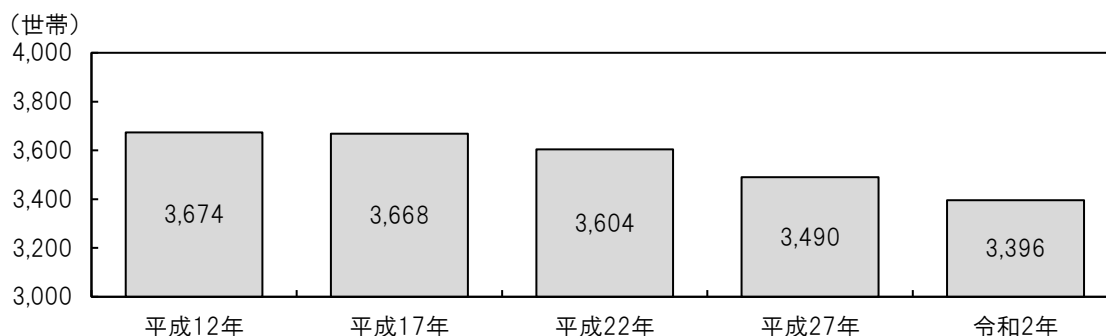
資料：和水町(令和5年3月31日現在)

(3) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、本町の一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年は3,396世帯と、平成12年から278世帯の減少となっています。

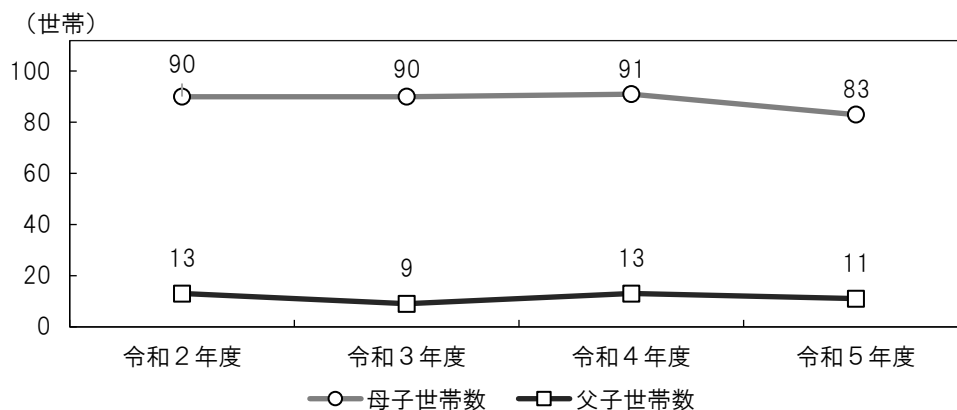
ひとり親世帯数については、母子世帯数は令和4年度までは約90世帯で推移していましたが、令和5年度は前年度より8世帯減少し、83世帯となっています。父子世帯は多少の増減はありますが、いずれの年も約10世帯で推移しています。

■一般世帯数の推移



資料：国勢調査

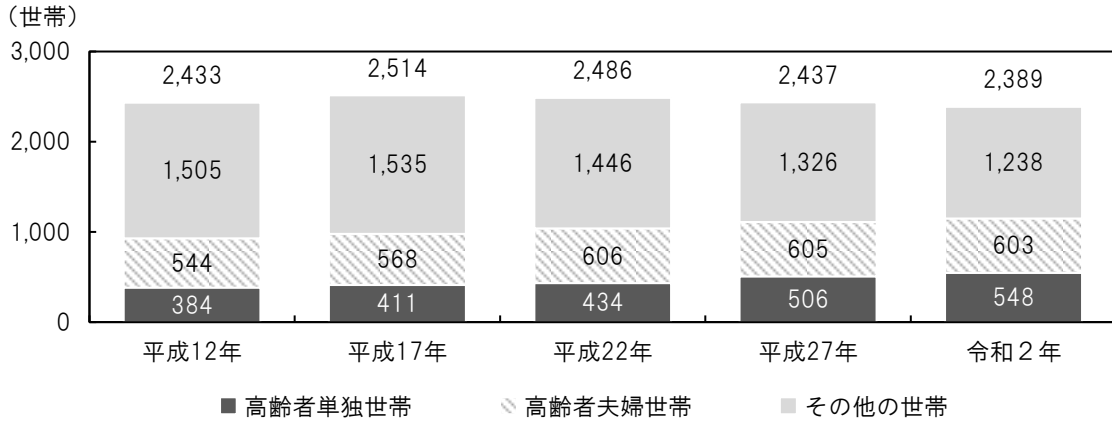
■ひとり親世帯数の推移



資料：熊本県市町村社会福祉協議会便覧

高齢者のいる世帯数をみると、全体では平成17年以降減少傾向で推移しています。高齢者単独世帯は増加で推移し、令和2年は548世帯となっています。高齢者夫婦世帯は平成22年以降微減となっており、令和2年は603世帯となっています。

■高齢者のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	3,674	3,668	3,604	3,490	3,396
高齢者のいる世帯	2,433	2,514	2,486	2,437	2,389
構成比(%)	66.2	68.5	69.0	69.8	70.3
高齢者単独世帯	384	411	434	506	548
構成比(%)	15.8	16.3	17.5	20.8	22.9
高齢者夫婦世帯	544	568	606	605	603
構成比(%)	22.4	22.6	24.4	24.8	25.2
その他の世帯	1,505	1,535	1,446	1,326	1,238
構成比(%)	61.9	61.1	58.2	54.4	51.8
ひとり親世帯	29	40	45	42	34
母子世帯	27	33	40	39	34
父子世帯	2	7	5	3	0

資料：国勢調査

(4) 行政区毎の状況

行政区毎の状況をみると、人口減少だけでなく世帯数の減少が多く多くの行政区で生じており、過疎化とともに空家の発生も危惧されます。

また、66行政区のうち50行政区が高齢化率40%を超えています。

■行政区毎の状況

単位：人、世帯

	大字	行政区	人口	世帯	人口 増減率	世帯 増減率	年少 人口	高齢者 人口	高齢 化率	座談会 実施地区
菊水	瀬川	白石	201	93	▲6%	7%	13	89	44.3%	H30.12月
		北原	149	59	▲12%	▲8%	13	60	40.3%	
		鶯原	88	36	▲15%	▲10%	5	43	48.9%	
		中原	104	39	▲6%	3%	8	44	42.3%	
	江田	牧野	77	32	▲9%	▲6%	7	33	42.9%	
		寺山	140	47	27%	12%	30	42	30.0%	R5.9月
		江光寺	151	66	6%	2%	17	69	45.7%	
		中路	192	76	▲9%	▲5%	27	82	42.7%	
		馬場	225	90	▲20%	▲7%	22	88	39.1%	
	原口	皆行原	112	40	2%	3%	20	32	28.6%	
		浦谷	75	25	▲13%	0%	5	27	36.0%	
		立石	321	127	2%	9%	85	55	17.1%	
	大江田	257	94	▲2%	11%	41	78	30.4%	H27.8月	
	藤田	藤田	171	63	51%	43%	40	29	17.0%	
	前原	前原	186	81	▲10%	4%	19	64	34.4%	
	米渡尾	米渡尾	85	27	▲13%	▲7%	13	39	45.9%	
	日平	日平	161	60	▲13%	▲5%	15	81	50.3%	
	用木	用木	380	152	▲8%	▲1%	46	156	41.1%	
	萩原	萩原	177	96	▲4%	▲2%	15	77	43.5%	
	蜻浦	蜻浦	130	56	▲10%	0%	12	58	44.6%	H30.12月
	久米野	久米野	185	75	▲10%	3%	11	90	48.6%	
	岩尻	岩尻	151	58	▲13%	▲8%	7	64	42.4%	
	志口永	志口永	65	28	▲18%	▲15%	1	36	55.4%	
	高野	古閑	49	21	▲11%	5%	1	17	34.7%	
		本村	114	43	▲14%	▲9%	10	59	51.8%	
		前野	15	9	7%	▲18%	4	8	53.3%	
	榎原	榎原	13	7	▲13%	▲22%	1	8	61.5%	
	焼米	焼米	60	32	▲18%	▲6%	1	38	63.3%	
	大屋	大屋	69	26	▲19%	0%	3	33	47.8%	
	下津原	東	53	29	▲7%	4%	7	23	43.4%	
		菰田	42	19	▲25%	▲14%	6	18	42.9%	
		中	49	24	▲16%	▲4%	3	29	59.2%	H26.2月、8月
		西	97	52	▲6%	11%	9	41	42.3%	
内田	内田	219	91	▲11%	▲13%	16	102	46.6%		
長小田	長小田	89	32	▲9%	14%	7	39	43.8%	H30.2月	
久井原	下久井原	96	36	▲11%	3%	8	42	43.8%		
	上久井原	197	90	▲21%	1%	15	69	35.0%		
江栗	江栗	129	54	▲18%	▲11%	7	72	55.8%		
竈門	竈門	181	65	2%	7%	25	79	43.6%	R5.9月	
	中央団地	61	27	▲14%	4%	9	20	32.8%		

	大字	行政区	人口	世帯	人口 増減率	世帯 増減率	年少 人口	高齢者 人口	高齢 化率	座談会 実施地区
三 加 和	上十町	上十町	157	60	▲11%	▲8%	8	89	56.7%	R5.8月
	山十町	山十町	168	61	▲18%	▲6%	13	65	38.7%	R5.8月
	中十町	中十町	134	62	▲18%	▲7%	8	62	46.3%	R5.8月
	板楠	板楠東	352	131	▲8%	▲5%	50	133	37.8%	
		板楠西	252	101	▲12%	▲6%	16	131	52.0%	
	上板楠	住吉	160	62	▲12%	▲5%	11	73	45.6%	
		西口	98	47	▲7%	0%	12	50	51.0%	
	野田	野田	156	62	▲8%	▲2%	14	59	37.8%	
	大田黒	上大田黒	152	63	▲22%	▲15%	4	77	50.7%	
		下大田黒	124	59	▲18%	▲8%	13	65	52.4%	
	津田	上津田	122	51	▲15%	▲11%	13	69	56.6%	
		下津田	166	69	▲13%	3%	19	72	43.4%	
	平野	上平野	181	75	▲9%	3%	27	74	40.9%	H30.12月
		下平野	77	35	▲10%	9%	3	30	39.0%	H30.12月
	岩	上岩	110	40	▲17%	▲2%	6	47	42.7%	
		中岩	91	36	▲6%	▲5%	2	49	53.8%	
		下岩	140	54	▲7%	▲2%	18	65	46.4%	
	中林	中林	35	13	▲10%	▲7%	1	18	51.4%	
	東吉地	東吉地	187	75	▲16%	▲7%	17	79	42.2%	
	西吉地	下吉地	81	29	▲5%	0%	4	35	43.2%	
		中吉地	85	33	▲12%	▲13%	5	46	54.1%	
		上吉地	146	61	▲10%	3%	15	69	47.3%	
	和仁	和仁	240	85	▲10%	▲1%	33	92	38.3%	
中和仁	中和仁	244	96	▲16%	▲4%	11	120	49.2%		
上和仁	上和仁	154	66	▲21%	▲4%	8	84	54.5%		
	開拓	7	3	▲13%	0%	0	3	42.9%		
全体			9,135	3,706	▲10%	▲2%	935	3,889		

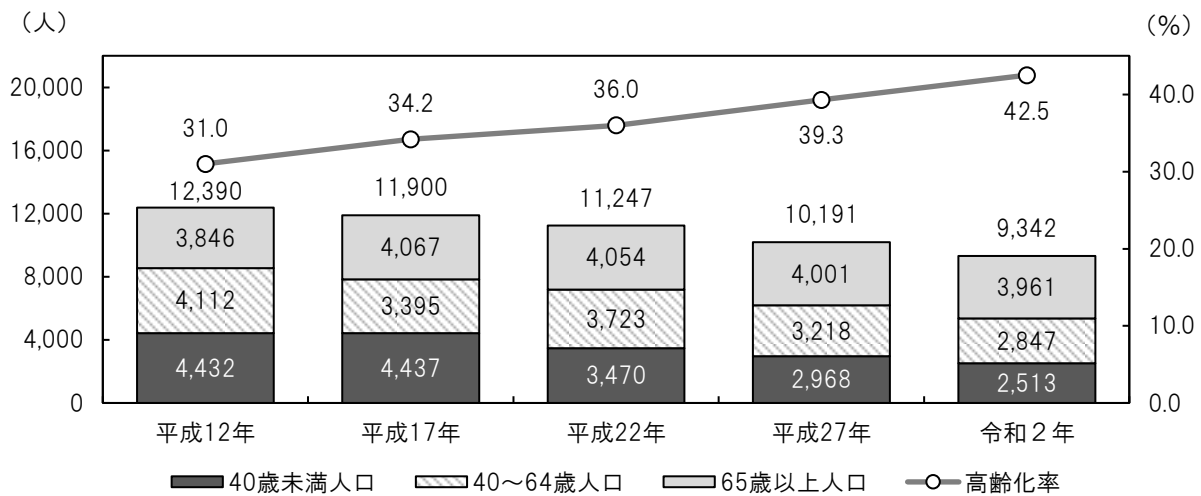
資料：和水町住民基本台帳(令和5年3月31日現在)※特別養護老人ホーム入所者(77名)は除く。

2. 支援を必要とする人の状況

(1) 高齢者の推移

本町の人口推移を、介護保険第2号被保険者（40～64歳）、第1号被保険者（65歳以上）を含む年齢区分別にみると、平成22年以降はそれぞれの区分で減少傾向にありますが、高齢化率は増加傾向で推移しています。

■ 高齢者の推移

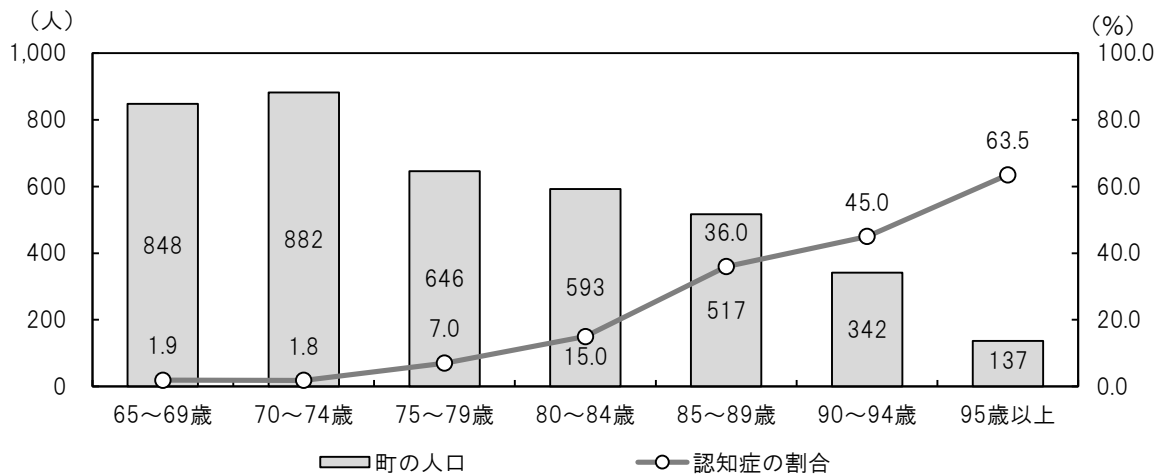


資料: 国勢調査

(2) 認知症の状況

認知症の状況をみると、年齢が高くなるほど認知症の割合は増加傾向にあり、95歳以上では約6割が認知症となっています。

■ 認知症の状況



資料: 和水町介護認定者数(令和5年3月31日現在)

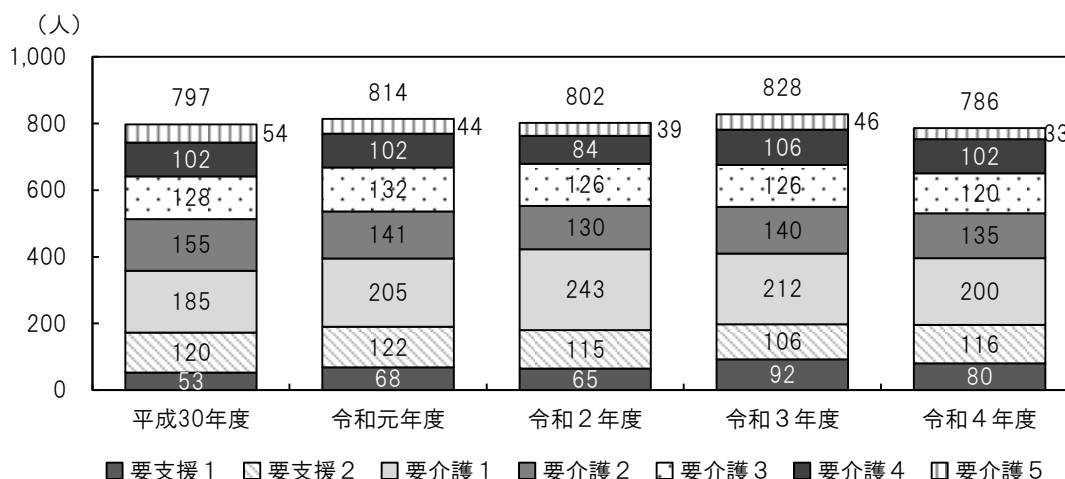
(3) 要介護認定などの状況

要介護の認定状況をみると、要介護度別に平成30年度と令和4年度を比較すると「要支援1」「要介護1」が増加しています。

また、要介護認定者の認定割合をみると、令和4年度と平成30年度を比較するとほぼ横ばいになっており、令和4年度は19.8%となっています。

今後も高齢化率が高くなることから、認定割合は高くなると考えられます。

■要介護の認定状況

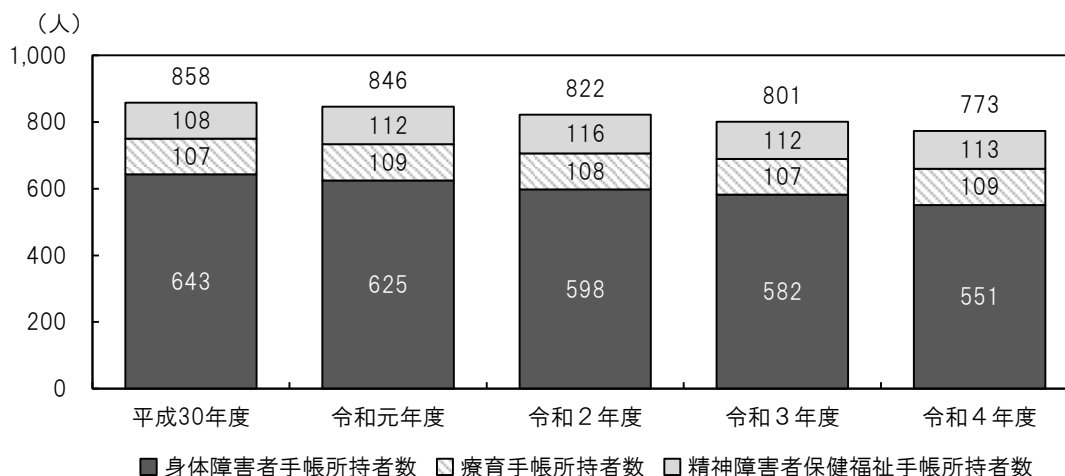


資料：見える化システム

令和2年度まで：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、令和3～4年度：「介護保険事業状況報告(3月月報)」

障害者手帳所持者数をみると、平成30年度以降は減少傾向で推移しており、令和4年度では、障害者手帳所持者数が773人(身体障害者手帳：551人、療育手帳：109人、精神障害者保健福祉手帳：113人)となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：障害者手帳所持者数／(各年度末現在)

■要介護認定者などの推移

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1号被保険者		4,005	4,009	4,003	4,033	3,968
要介護 認定者数	要支援1	53	68	65	92	80
	要支援2	120	122	115	106	116
	要介護1	185	205	243	212	200
	要介護2	155	141	130	140	135
	要介護3	128	132	126	126	120
	要介護4	102	102	84	106	102
	要介護5	54	44	39	46	33
	計	797	814	802	828	786
認定割合(%)		19.9	20.3	20	20.5	19.8
母子父子家庭世帯		116	115	110	105	103
生活保護世帯		17	18	19	22	25
身体障害者手帳所持者数		643	625	598	582	551
療育手帳所持者数		107	109	108	107	109
精神障害者保健福祉手帳所持者数		108	112	116	112	113

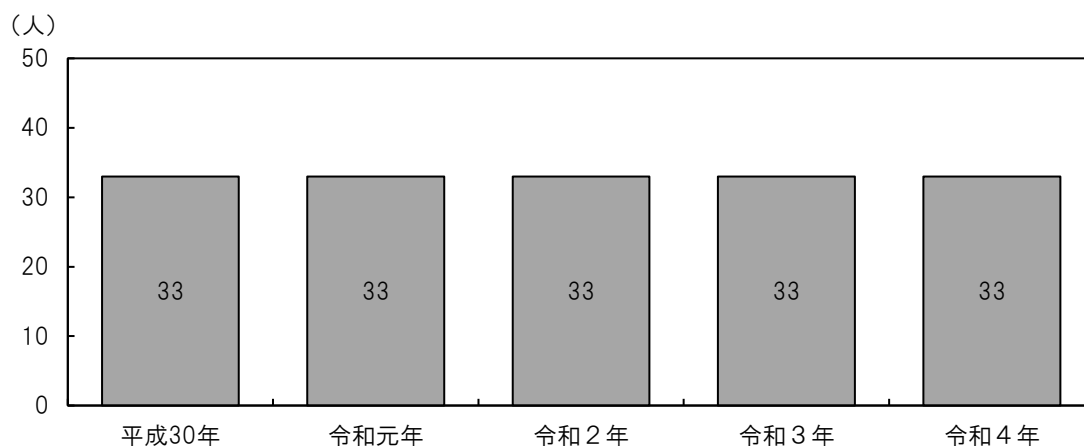
資料：介護認定者数／(平成 30 年度～令和2年度(年度末)、令和3・4年度(各年3月月報)
 母子父子家庭世帯／(各年度末現在)
 生活保護世帯／(各年度末現在)
 障害者手帳所持者数／(各年度末現在)

3. 地域福祉に関する社会資源の状況

(1) 民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員数をみると、一定の人数で推移しています。

■ 民生委員・児童委員数の推移



資料: 和水町

(2) ボランティア団体の状況

ボランティア団体の状況をみると、本町には9団体あり、活動内容については以下の通りです。

■ ボランティア団体の状況

団体名	活動内容
菊水ボランティアの会	町内緑化美化運動、町施設の清掃や文化財保護、町行事への協力
和水町食生活改善推進員協議会	食を通じた健康づくり、伝統料理伝承、料理教室等の開催
和水町老人クラブ連合会友愛訪問部	シルバーヘルパーによる訪問活動、ひとり暮らしの方の話し相手や日常生活の手助け
なごみAG会	農業従事者による技術習得、農業振興・温泉宅配などのボランティア活動
なごみ食の会	社協主催の通所介護サービスでの食事作り、男性料理教室調理補助
和水町青年団	地元に残る若者の相互交流とボランティアを通じた地域づくり、町行事への協力
ほほえみの会	社協主催の通所介護サービスでの健康チェックやレクリエーション活動、参加者補助
和水町地域婦人会	交通安全教室や街頭啓発活動、日赤奉仕団としての活動
なごみ次世代応援隊	食育活動、野外活動等を通じて、子育て世代や子どもたちをサポートし応援する活動

資料: 和水町社会福祉協議会

(3) 介護福祉施設の状況

事業所の代表名	住所	居宅サービス										介護施設			有料			
		ケアプラン作成	訪問介護(介護・予防)	訪問介護(総合事業)	訪問看護	訪問リハビリ	短期入所生活(療育)介護	デイケア	デイサービス(介護・予防)	デイサービス(総合事業)	福祉用具貸与	認知症対応型グループホーム	居宅療養管理指導	老人福祉施設	老人保健施設	療養型医療施設	住宅型	その他(介護付き・健康型)
和水町立病院	江田				○							○						
和水町居宅介護支援事業所	江田	○																
きくすい荘	江田							○	○				○					
和水町社会福祉協議会	平野	○	○	○					○									
菊水西デイサービスセンター	長小田							○	○									
ヘルパーステーション すずらん	長小田		○	○														
なごみの園・菊水	長小田										○							
有料老人ホーム 花みずき	長小田																○	
有料老人ホーム 花みずき別館	藤田																○	
有料老人ホーム 花みずき3号館	藤田																○	
デイサービス はなむれ	萩原							○	○									
住宅型有料老人ホーム はなむれ	萩原																○	
デイサービス モン・パラン	江田							○	○									
グループホーム 夢路	前原										○							
和楽荘	平野	○					○	○	○				○					
清風苑	上板楠	○					○	○						○				
デイサービスセンター さとがえり	板楠							○										
住宅型有料老人ホーム さとがえり	板楠																○	
森の里クリニック	大田黒		○	○				○	○									
なごみテラス森の里	大田黒																	○
ヘルパーステーション レインボー	中和仁		○	○														

資料: 和水町(令和5年3月末現在)

4. 町民アンケートの調査結果

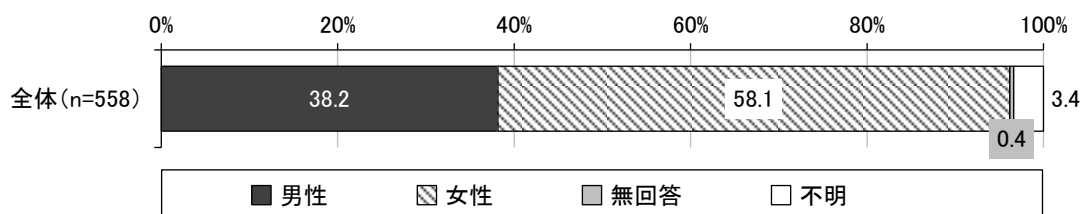
(1) 調査の概要

調査対象者	町内在住の18歳以上の町民（無作為抽出）
調査方法	郵送配付・回収+WEB回答
調査期間	令和5年8月7日～令和5年8月20日
配付数	1,000件
有効回収数	558件（55.8%）

(2) 回答者の主な属性

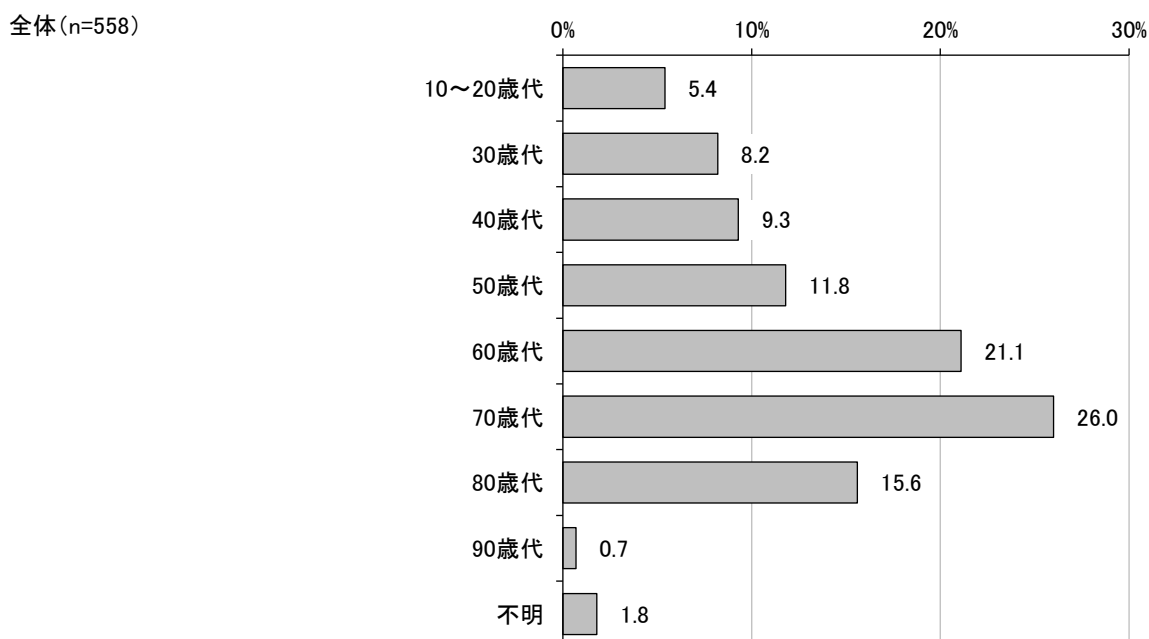
①性別

男性が38.2%、女性が58.1%となっています。



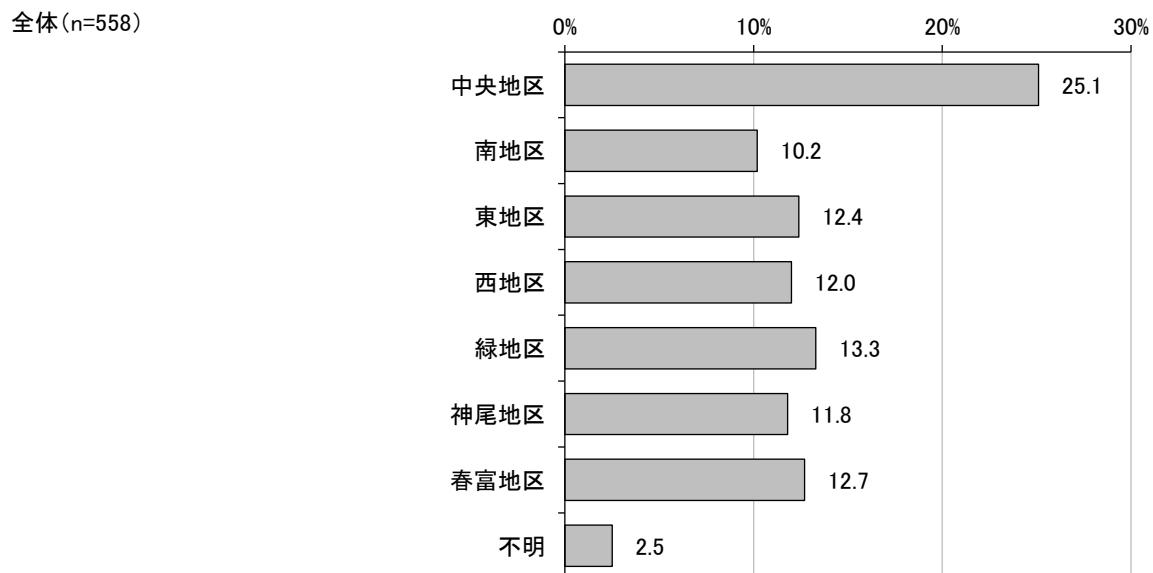
②年齢

「70歳代」が26.0%と最も高く、次いで「60歳代」が21.1%、「80歳代」が15.6%となっています。



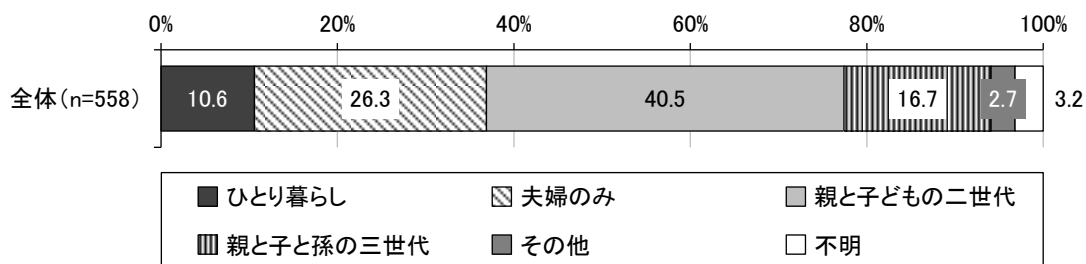
③居住地区

「中央地区」が25.1%と最も高く、次いで「緑地区」が13.3%、「春富地区」が12.7%となっています。



④世帯構成

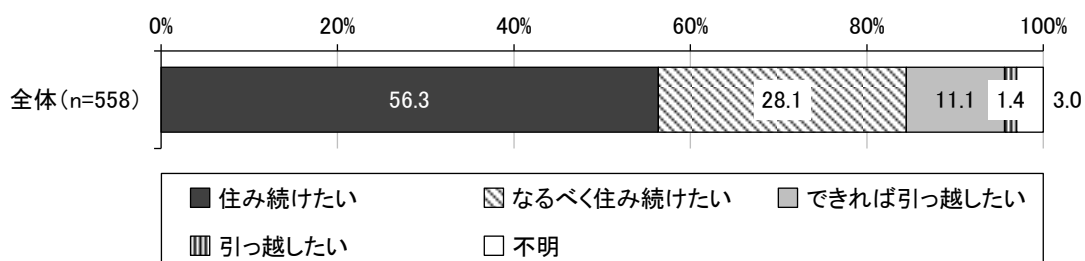
「親と子どもの二世帯」が40.5%と最も高く、次いで「夫婦のみ」が26.3%、「親と子と孫の三世帯」が16.7%となっています。



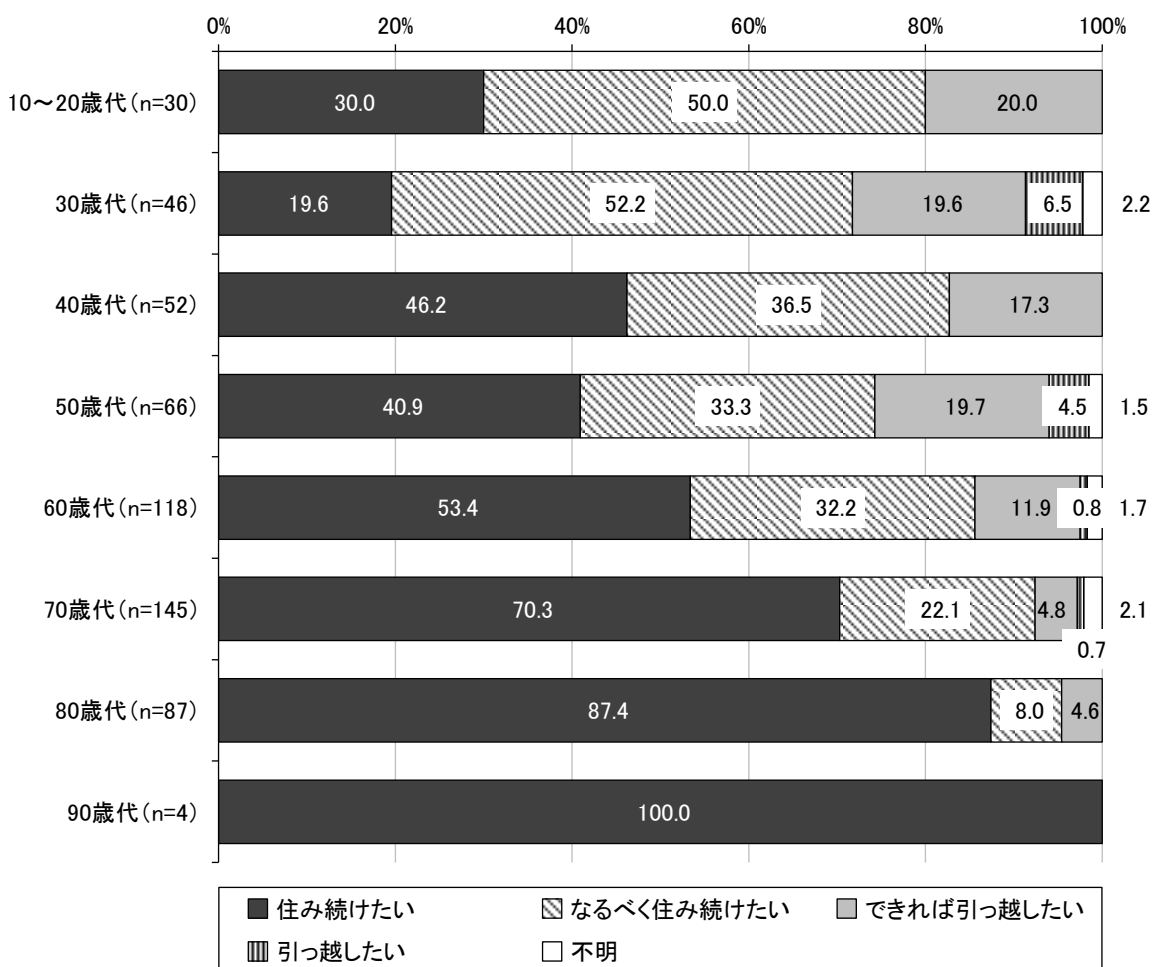
(3) 調査結果の概要

①居住継続の意向

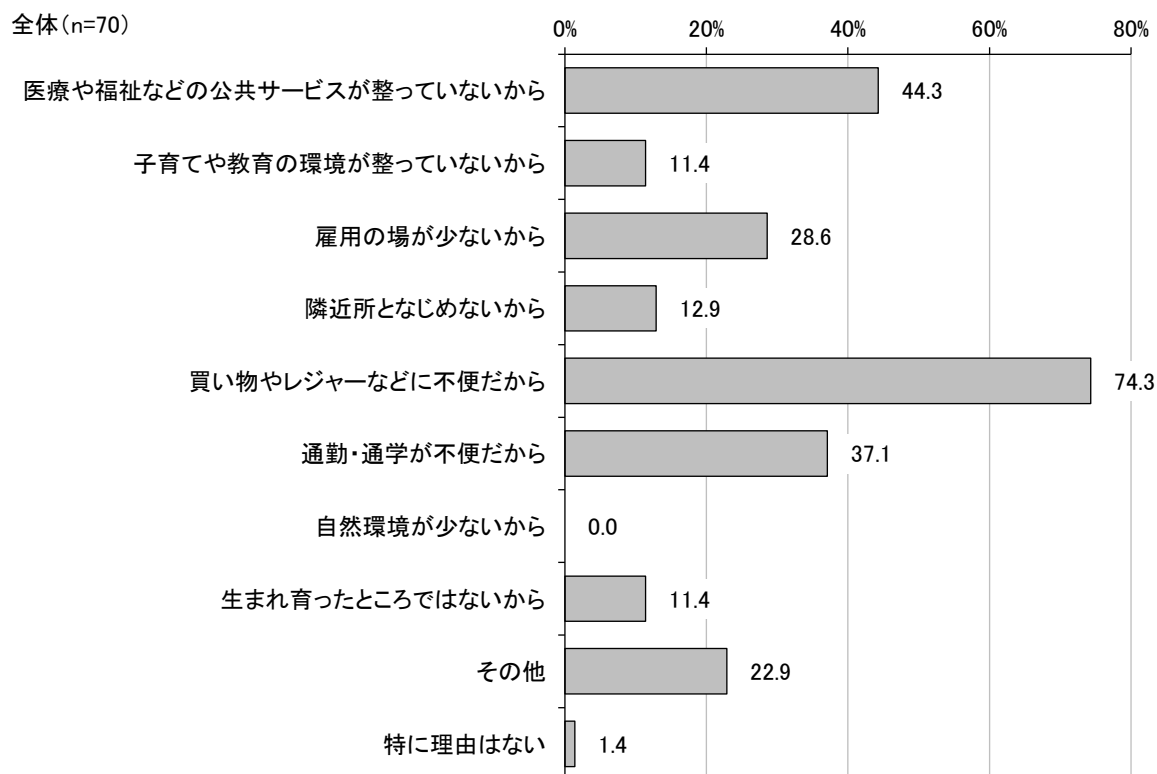
「住み続けたい」と「なるべく住み続けたい」を合わせた『住み続けたい』の割合は84.4%、「できれば引っ越したい」と「引っ越したい」を合わせた『引っ越したい』の割合は12.5%となっています。



年齢別にみると、全年代で『住み続けたい』の割合が70%を超えています。また、「10～20歳代」「30歳代」「50歳代」で『引っ越したい』の割合が20%を超えています。

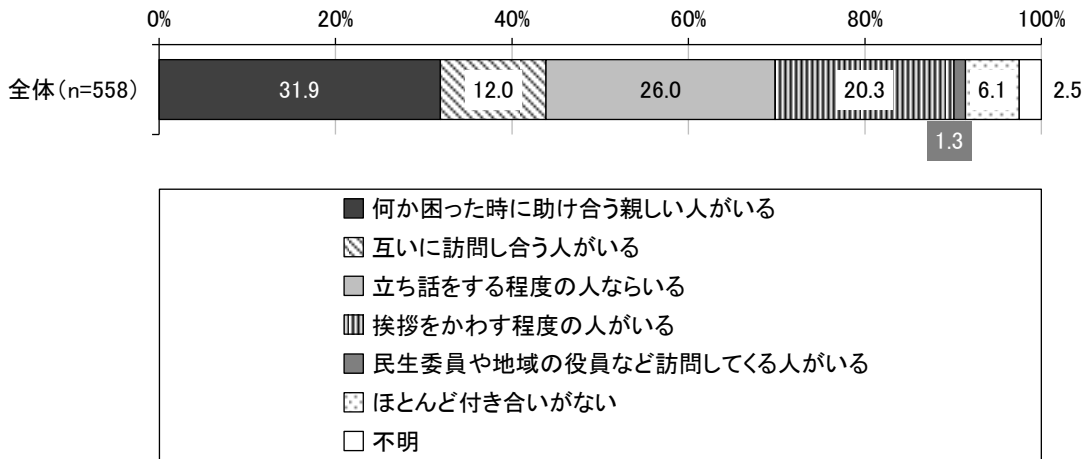


住み続けたくない理由についてみると、「買い物やレジャーなどに不便だから」が 74.3%と最も高く、次いで「医療や福祉などの公共サービスが整っていないから」が 44.3%、「通勤・通学が不便だから」が 37.1%となっています。

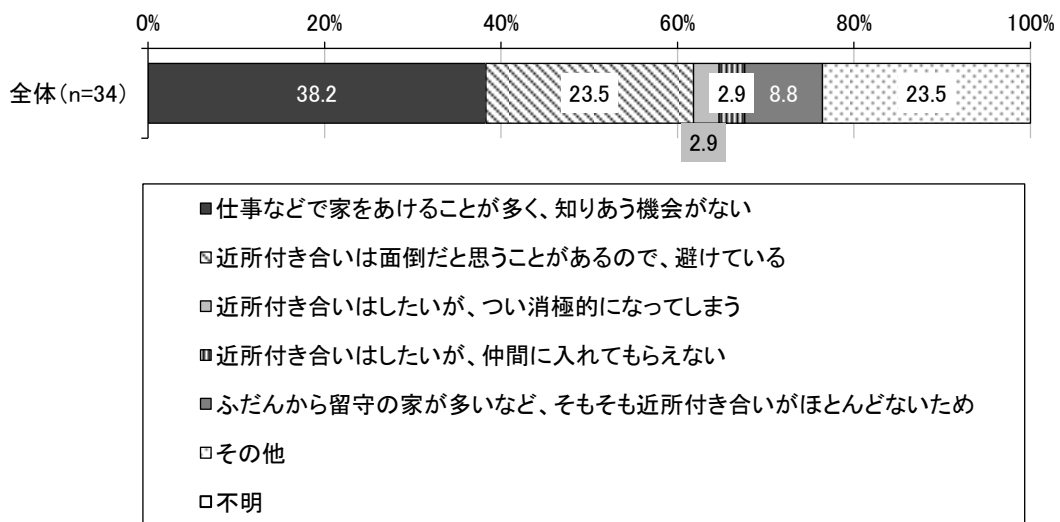


②地域住民との交流

隣近所の人とどの程度お付き合いをしているかについてみると、「何か困った時に助け合う親しい人がいる」が31.9%と最も高く、次いで「立ち話をする程度の人ならいる」が26.0%、「挨拶をかわす程度の人がいる」が20.3%となっています。

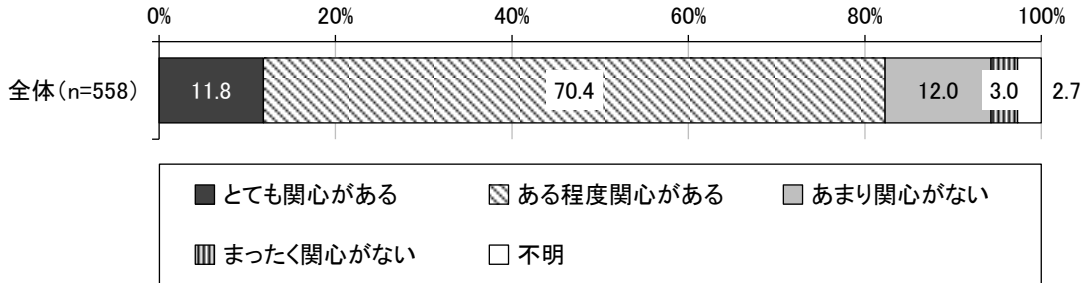


ほとんどお付き合いをされていない理由についてみると、「仕事などで家をあけることが多く、知りあう機会がない」が38.2%と最も高く、次いで「近所付き合いは面倒だと思ふことがあるので、避けている」が23.5%、「ふだんから留守の家が多いなど、そもそも近所付き合いがほとんどないため」が8.8%となっています。

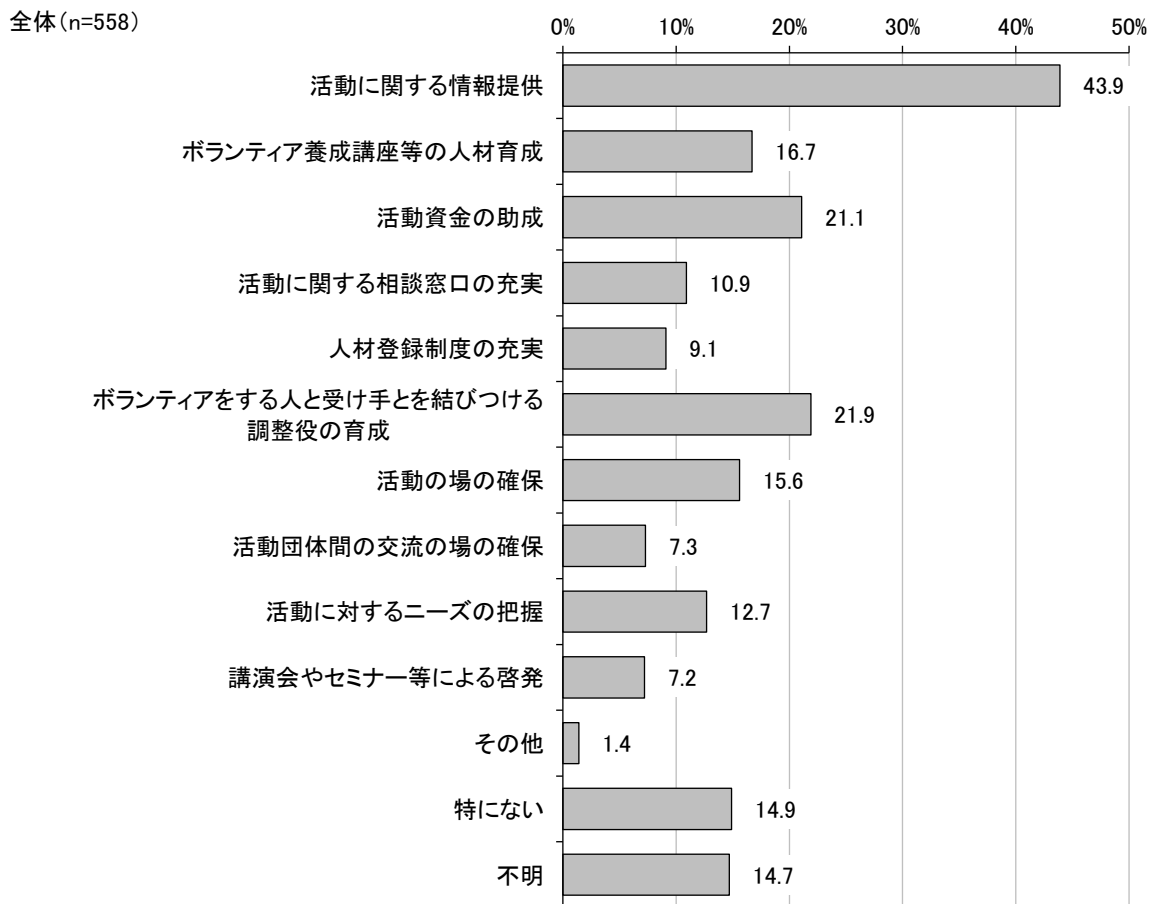


③地域活動やボランティア活動について

「地域での助け合い」に関心はあるかについてみると、「ある程度関心がある」が70.4%と最も高く、「あまり関心がない」が12.0%、「とても関心がある」が11.8%となっています。



ボランティア・NPO活動、地域活動等を活性化するために本町が取り組む必要のあることについてみると、「活動に関する情報提供」が43.9%と最も高く、次いで「ボランティアをする人と受け手とを結びつける調整役の育成」が21.9%、「活動資金の助成」が21.1%となっています。



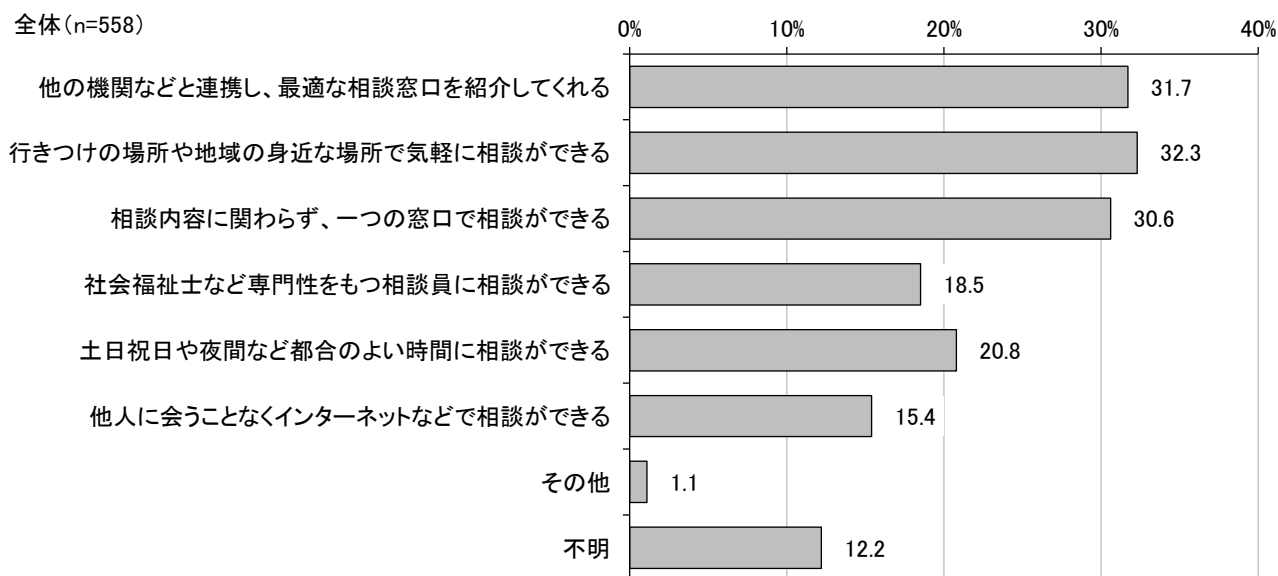
④日常生活での困り事

「特に困りごとはない」が51.8%と最も高く、次いで「経済的なこと」が12.0%、「自身や家族の介護や医療のこと」が11.3%となっています。



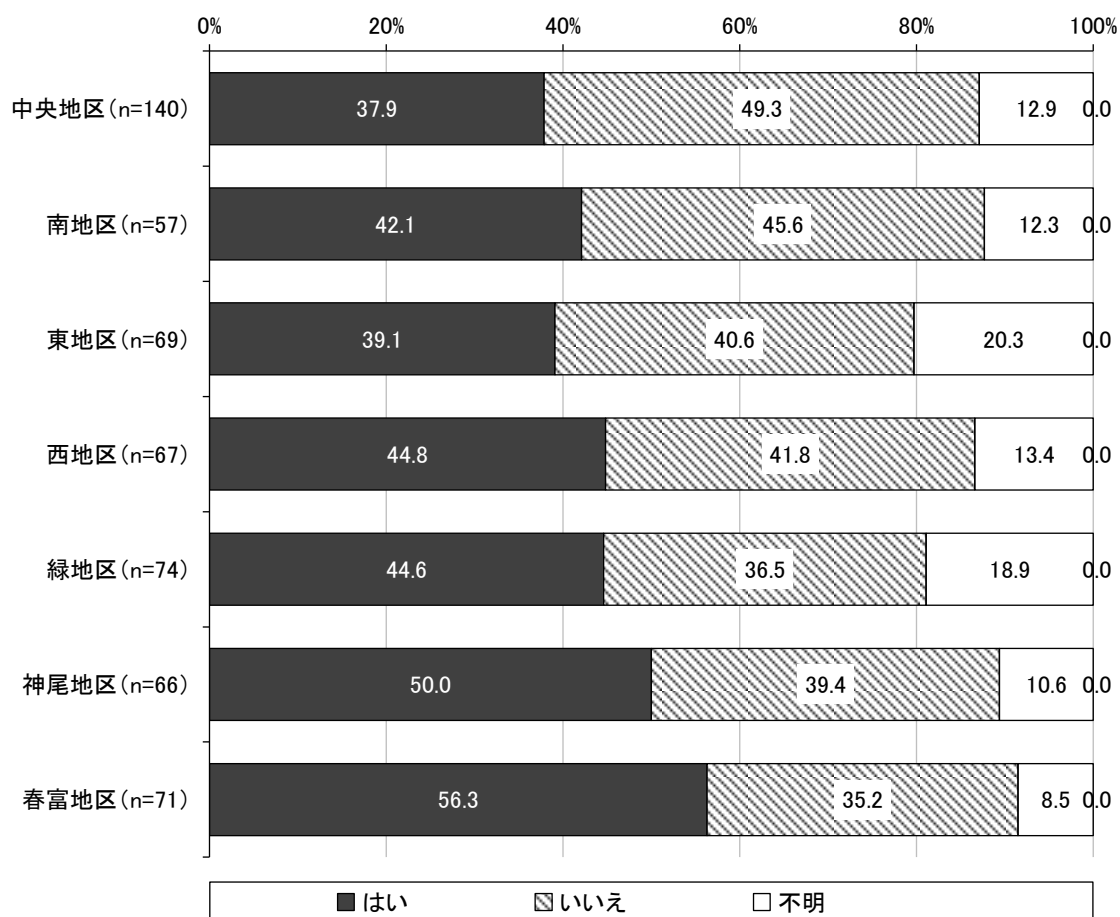
⑤住民が望む相談体制

「行きつけの場所や地域の身近な場所で気軽に相談ができる」が 32.3%と最も高く、次いで「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」が 31.7%、「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談ができる」が 30.6%となっています。

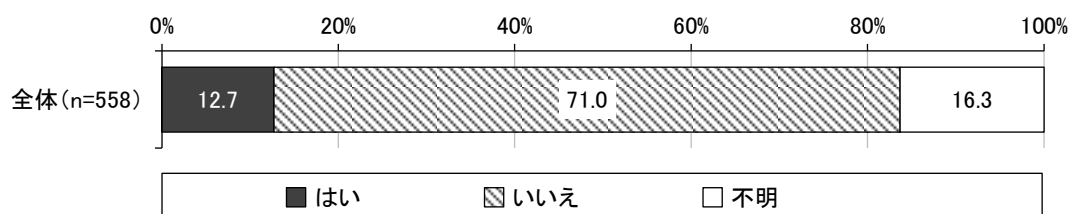


⑥災害について

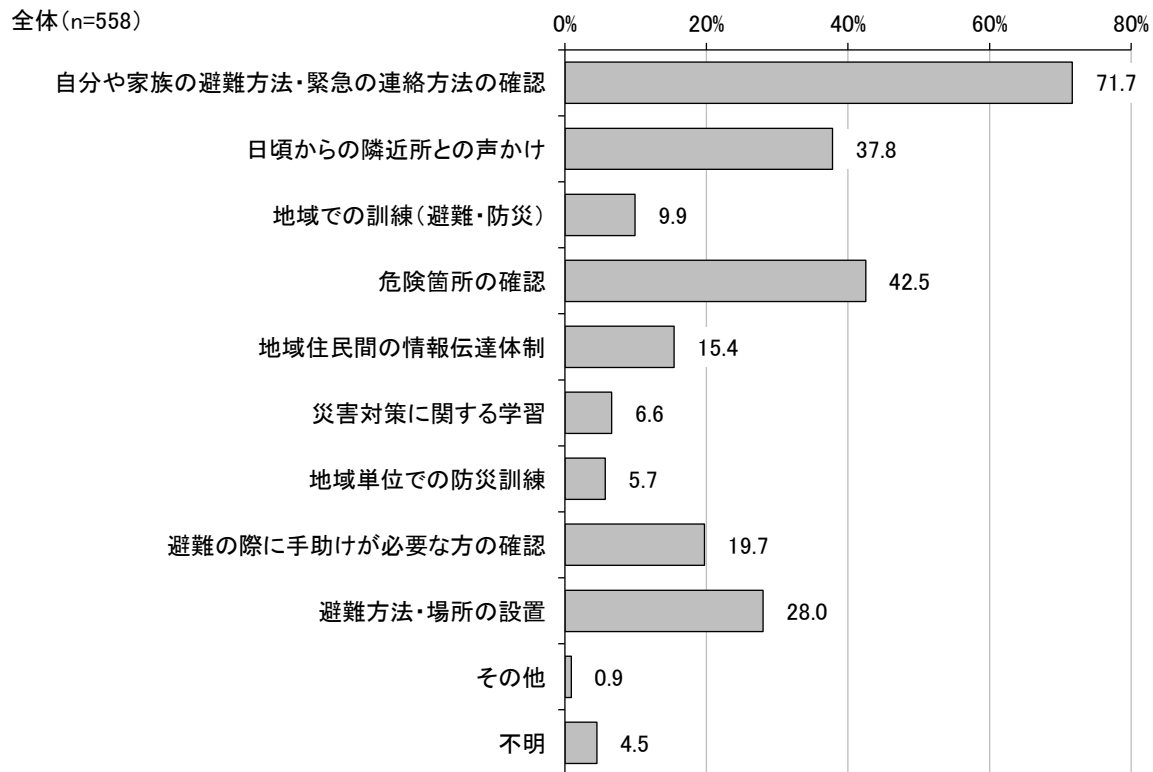
災害発生に対する不安があるかについて居住地区別にみると、「神尾地区」と「春富地区」で「はい（不安がある）」が50%を超えています。



地域の防災訓練や防災学習に参加しているかについてみると、「いいえ」が71.0%と「はい」の12.7%を上回っています。



地震や台風などの災害発生時の備えとして重要だと思うことについてみると、「自分や家族の避難方法・緊急の連絡方法の確認」が71.7%と最も高く、次いで「危険箇所の確認」が42.5%、「日頃からの隣近所との声かけ」が37.8%となっています。



⑦福祉サービスの情報源について

福祉サービスの情報源について年齢別にみると、全年代において「町の、回覧板」が最も高く、10～50歳代は「町のホームページ、公式ライン」、60～80歳代は「社会福祉協議会の」、90歳代は「テレビ・ラジオ・新聞」が次いで高くなっています。

単位: %		町の広報誌、回覧板	町のホームページ	町役場などの窓口	地域包括支援センター	介護支援専門員	障がい者相談支援センター	福祉サービスの事業所 またはその職員	民生委員・児童委員	医療機関 (医師・看護師など)	NPOやその他の民間団体	社会福祉協議会の広報誌	社会福祉協議会のホームページ	テレビ・ラジオ・新聞	その他	特になし	不明
年齢	10～20歳代(n=30)	53.3	20.0	6.7	3.3	3.3	3.3	3.3	-	6.7	-	-	-	10.0	-	23.3	3.3
	30歳代(n=46)	63.0	41.3	17.4	-	-	2.2	4.3	-	6.5	-	2.2	2.2	4.3	-	19.6	2.2
	40歳代(n=52)	76.9	34.6	9.6	-	-	-	1.9	-	3.8	1.9	11.5	1.9	5.8	1.9	11.5	-
	50歳代(n=66)	81.8	30.3	9.1	1.5	1.5	1.5	7.6	4.5	1.5	-	15.2	6.1	7.6	-	9.1	-
	60歳代(n=118)	90.7	13.6	4.2	4.2	2.5	0.8	3.4	7.6	3.4	0.8	20.3	0.8	9.3	0.8	4.2	1.7
	70歳代(n=145)	75.9	5.5	6.2	2.8	2.8	-	2.1	11.7	6.9	-	24.8	0.7	9.7	2.8	7.6	10.3
	80歳代(n=87)	69.0	6.9	9.2	4.6	5.7	-	2.3	13.8	3.4	-	18.4	4.6	12.6	1.1	3.4	21.8
	90歳代(n=4)	75.0	-	25.0	-	-	-	-	25.0	25.0	-	25.0	-	50.0	-	-	25.0

⑨地域福祉を充実させる上で優先して取り組むべき施策

優先して取り組むべき施策について年齢別にみると、全年代において「高齢者や障がい者が安心して暮らせる在宅福祉の充実」が高くなっていますが、30～40歳代は「子育てが安心してできる子育て支援サービスの充実」が最も高くなっています。

単位：%		暮らせる在宅福祉の充実	子育てが安心してできる子育て支援サービスの充実	健康づくり、趣味・増進のための充実	寝たきりや要介護者を増やさない介護予防の取組の充実	医療サービスの充実	地域でのボランティア・NPO活動の促進や支援	権利擁護や苦情対応、サービスの評価等の取組の充実	サービス利用者保護のための啓発や福祉教育の推進	人権の尊重やノーマライゼーションの理念の浸透などの啓発	安全に外出や移動ができる道路や公共交通等の整備	災害時避難行動要支援者に対する支援策や防災体制の整備	振り込め詐欺など消費者被害の防止	緑化活動の取組の充実	生活困窮者などへの経済的支援や就労場所提供の整備	保・整備	不登校児やひきこもりの方などが過ごせる居場所作りの方	その他	不明
年齢	10～20歳代(n=30)	50.7	53.3	13.3	20.0	40.0	-	3.3	3.3	23.3	6.7	6.7	-	13.3	-	3.3	-		
	30歳代(n=46)	39.1	58.7	13.0	6.5	45.7	2.2	2.2	4.3	21.7	4.3	6.5	4.3	13.0	23.9	-	4.3		
	40歳代(n=52)	48.1	51.9	23.1	13.5	44.2	7.7	1.9	3.8	36.5	1.9	1.9	1.9	9.6	7.7	1.9	1.9		
	50歳代(n=66)	71.2	45.5	22.7	12.1	36.4	1.5	1.5	4.5	25.8	7.6	6.1	-	10.6	4.5	-	1.5		
	60歳代(n=118)	63.6	33.9	22.0	22.9	33.1	5.9	6.8	2.5	29.7	9.3	-	-	12.7	7.6	2.5	1.7		
	70歳代(n=145)	64.8	18.6	31.0	24.1	18.6	5.5	1.4	0.7	30.3	6.9	9.7	2.1	11.0	5.5	0.7	11.0		
	80歳代(n=87)	66.7	16.1	19.5	27.6	27.6	1.1	1.1	-	21.8	5.7	10.3	1.1	-	5.7	-	18.4		
	90歳代(n=4)	75.0	-	25.0	-	25.0	-	-	25.0	25.0	-	-	-	-	-	-	25.0		

5. ワークショップの結果

(1) 実施概要

実施日	時間	開催場所	ワークの内容
令和5年8月22日	14:30~16:00	ひふみ亭	地域の良さ・課題を考え、課題に対して何を取り組むべきかを検討した
令和5年9月2日	10:00~11:30	寺山多目的集会所	
令和5年9月2日	13:30~15:00	竈門公民館	

(2) 結果概要

項目	良い点	課題点・改善点
住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊か ・災害が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家が多い ・総合病院がない
地域とのつながり	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつが活発 ・困った時に助け合える ・近所付き合いがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が増え、いざというとき心配 ・世代間での交流が少ない
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・あいのりくんがある ・ケアバスがある ・高速道路のインターチェンジがあり便利 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物できる場所が少ない ・あいのりくんの予約が難しい ・交通機関が少ない ・移動販売が近くにこない
子ども・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが増えて明るくなった ・子育て支援が充実している ・周りに子育て世代が多く、相談しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが遊べる公園が少ない ・小児科がもっと充実してほしい ・定期的な子ども食堂を開催してほしい ・子どもの運動量が減った
地域活動・行事	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代や子どもたちも行事に参加してくれる ・昔からの行事が引き継がれている ・定期的集まれる場所がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の担い手が不足している ・高齢者が増え、活動に参加するのが難しい ・地域食堂や移動図書館や映画鑑賞会などみんなで楽しめる行事がない
健康	<ul style="list-style-type: none"> ・住民健診がある ・健康に関する教室がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果の報告がなくなった ・健康に関する教室の参加者が少ない
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員がいろいろな情報を教えてくれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・町からの情報の入手の仕方がわからない ・SNSを利用した情報発信を強化してほしい

6. 団体ヒアリングの結果

(1) 実施概要

本町の地域福祉に関連する関係者に対し、地区団体の活動状況及び活動上の課題と今後の活動意向等に関する意見の聴取を行いました。

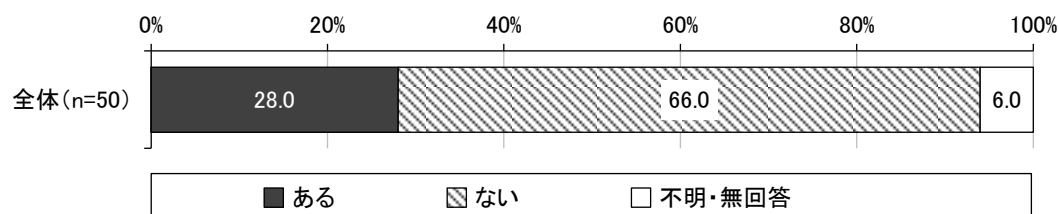
(2) 結果概要

①調査回答者の属性

所属団体	人数	所属団体	人数
代表区長	6人	町ボランティア連絡協議会理事	8人
民生委員・児童委員	25人	ファミリー・サポート・センター（協力会員）	6人
町老連の単老会長	8人		

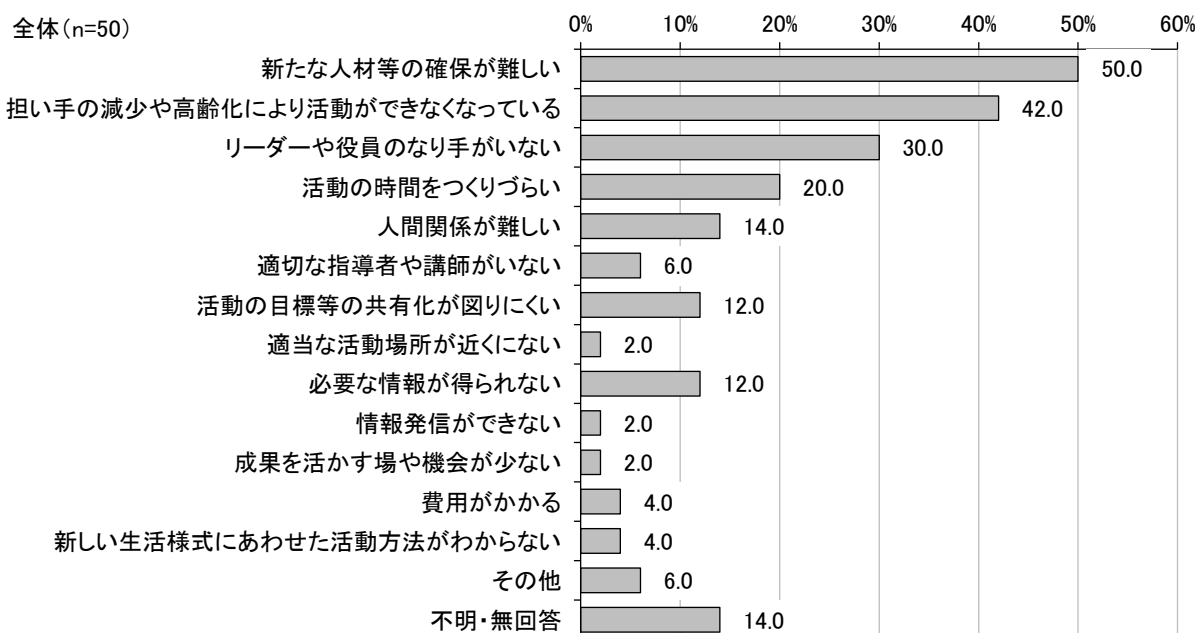
②他の団体との定期的な交流・連携があるか

他の団体との定期的な交流・連携については、28.0%が交流・連携があると答えています。



③活動上の課題や困っていること

活動上の課題や困っていることをみると、「新たな人材等の確保が難しい」が50.0%と最も高く、次いで「担い手の減少や高齢化により活動ができなくなっている」が42.0%となっており、担い手不足による人材の確保が大きな課題となっています。

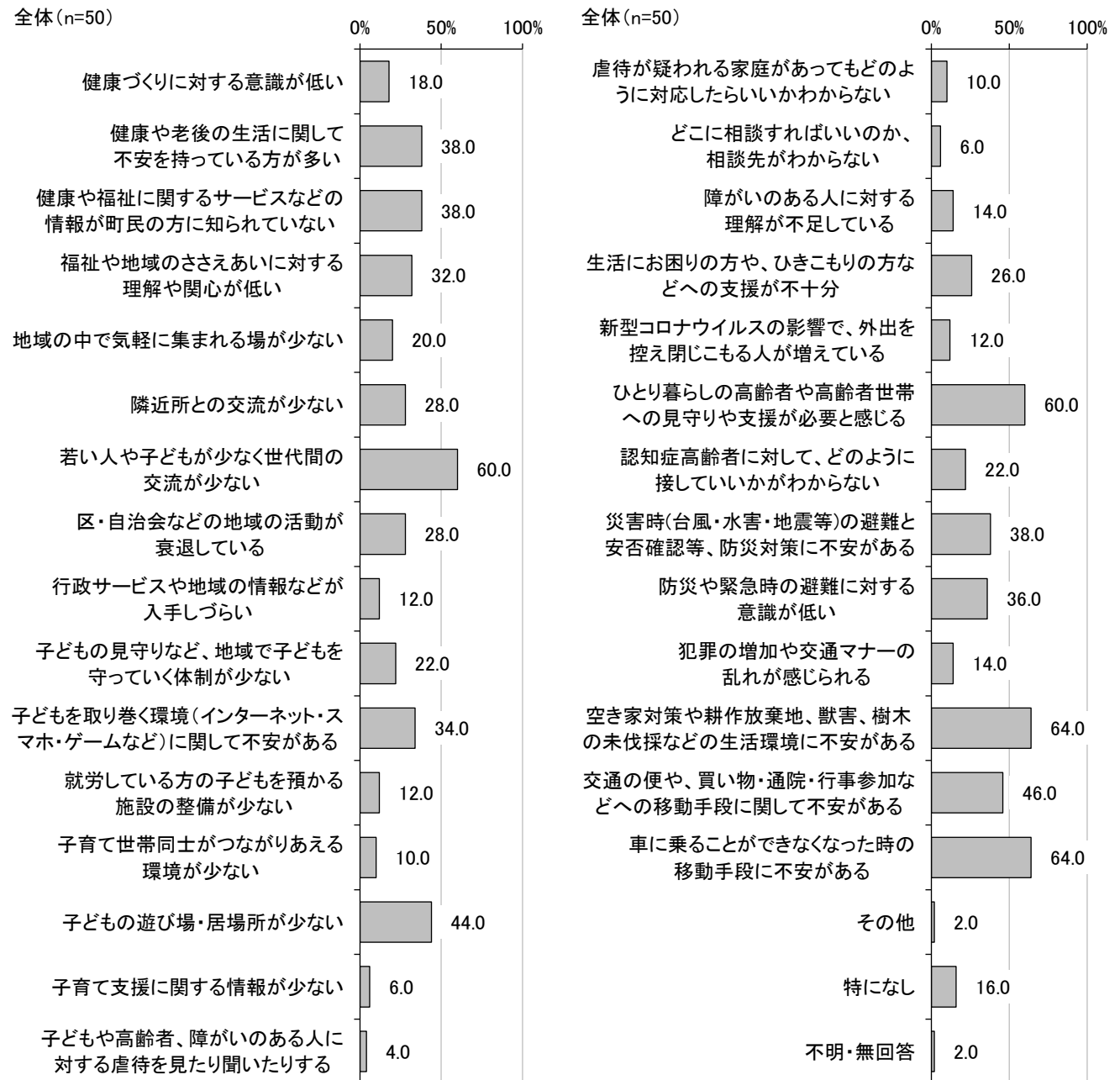


④活動を通して住民が感じる地域の課題

- ・ 地域活動の担い手がいない
- ・ 子どもの減少などの影響で行事の参加者が減っている
- ・ 家の周りの掃除や手入れが困難
- ・ 移動手段が少なく、外出することが少なくなっている
- ・ 空き家の手入れが行き届いていない
- ・ 遊べる場所が少ない
- ・ 災害時の避難が心配

⑤活動を通して関係者が感じる、地域の問題点・課題

活動を通して関係者が感じる、地域の問題点・課題をみると、高齢者の見守り、移動の支援、世代間の交流、空き家対策などが多く挙げられています。



7. 現状からみる和水町の課題

(1) 支え合いの意識と人づくり

全国的に生活様式などの多様化が進み、地域でのつながりが希薄化している中、本町においては地域内の結びつきが強く、アンケートにおいて「地域での助け合いに関心がある」と80%以上の方が回答しており、住民同士が互いに支え合う関係性が築かれています。

しかし、少子高齢化の進行や高齢者の単身世帯の増加により、今後は地域活動の担い手が不足し、地域での支え合いが困難になることが考えられます。現在の地域でのつながりを維持・強化していくために、世代間の交流の場づくり、支え合いの意識の啓発、地域活動の担い手の育成を行うことが重要です。

(2) 協働の仕組みづくり

近年、少子高齢化や生活様式の変化により、高齢者同士の老老介護や高齢者の単身世帯の孤独死などの課題が顕在化しています。このほかにも、児童虐待や子どもの貧困などの子どもに関する社会問題が全国的に指摘されています。

本町においては各調査から地域活動の参加者の減少、行政やボランティア団体からの情報提供の充実、団体間の連携などが課題として挙げられており、これらの課題の解決に向け、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が互いに連携し、取り組みを進めていくことが重要です。

(3) 安心・安全なまちづくり

安心・安全なまちをつくるためには、適切な福祉サービスの提供や防災・防犯の体制を充実させることが重要です。本町においては移動支援の認知度は高い一方で、支援の仕組みに関しては、住民のニーズに合わせた改善が課題となっています。

また、各種調査で本町は災害があまりないという意識が多くみられ、アンケートにおいても防災訓練や防災学習に参加している割合が12.7%と低くなっています。

しかし、災害はいつどこで起きるかわからないため、防災に対する意識の啓発や訓練などへの参加を促すとともに有事の際には、必要な方に必要な支援が届くよう、体制の整備を推進していくことが重要です。

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

本町では、前期計画の「第3期和水町地域福祉計画・第2期和水町地域福祉活動計画」において、「みんなでつくる、赤ちゃんからお年寄りまで安心して暮らし続けられるまち」を基本理念に地域福祉の取り組みを進めてきました。

少子高齢化による地域活動の担い手不足や核家族化による孤独・孤立など様々な地域課題の解決に向け、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がともに助け合うことが求められます。

本計画においては、前期計画の基本理念を引き継ぎながら、さらに町全体でともに助け合い、高齢者、障がい者、子どもなど誰もが安心・安全に住み続けられる福祉のまちづくりを目指して以下の基本理念を掲げ、取り組みを推進していきます。

【基本理念】

**みんなで助け合い 安心・安全に暮らしていける
福祉のまち**

2. 基本目標

基本目標1 支え合いの意識と人づくり

学校や地域の団体等と連携しながら、人と人が助け合い、支え合う福祉の心を基本として、活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、活動に関わる人材の確保・育成を図るとともに、小中学校等における福祉教育を推進します。

あわせて、深刻化している孤独・孤立の問題についても、地域の見守りや声かけ、「向こう三軒両隣」の気の掛けあいを大切に、ひとり暮らし高齢者や子育て世帯等に際する見守りや訪問による支援等を中心に取り組みます。

基本目標2 協働のしくみづくり

身近な地域において、世代を問わず誰もが気軽に集いふれあいを深めることができるよう、民生委員・児童委員や老人クラブ連合会等と連携しながら、よりあい活動等の地域での交流機会の充実を図ります。

また、福祉サービスや相談窓口等の情報について、必要な方に適切に届くように、多様なツール等を活用した情報提供の充実にも努めるとともに、地域とも連携した相談体制の充実にも努めます。

基本目標3 安心・安全なまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの適切な提供や、通院や買物の際の移動など日常生活に関わる支援の充実、安心して子育てができる環境づくりに努めるとともに、健康寿命の延伸や介護予防に向けて、地域と連携しながら身近な地域でのサロン活動の充実等を図ります。

また、安心・安全な生活に向けて、災害対策として避難行動要支援者への支援体制の充実にも努め、全国で増加する特殊詐欺等の犯罪についても、住民を犯罪被害から守るための広報・啓発や相談・見守り体制の充実に取り組みます。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	分野別の取り組み
みんなで助け合い 安心・安全に暮らしていける福祉のまち	1 支え合いの意識と 人づくり	<ul style="list-style-type: none">(1) 地域活動参加への意識づけ(2) 担い手などの発掘、育成(3) 孤独・孤立対策の整備
	2 協働の しくみづくり	<ul style="list-style-type: none">(1) 地域活動の基盤整備(2) 情報提供体制の確立(3) 相談体制の充実(4) 見守り体制の充実
	3 安全・安心な まちづくり	<ul style="list-style-type: none">(1) 福祉サービスの適切な利用促進(2) 安心して暮らせるまちづくり(3) 地域の健康づくりの促進(4) 地域の防災力・防犯体制の強化

第4章 施策の展開

1. 支え合いの意識と人づくり

(1) 地域活動参加への意識づけ

取り組みの方向性

住民・地域、行政、社会福祉協議会が一体となって地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域や福祉に興味・関心をもつことが第一歩となります。そのため、地域や福祉に関する情報をみんなが把握し、共有するための仕組みづくりを推進します。

また、興味・関心をもった人が気軽に地域活動やボランティアに参加できる体制の充実に努めます。

■それぞれが取り組むこと

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
<ul style="list-style-type: none">○地域活動やボランティアに関する情報の収集・発信等により、活動への参加を促進します。また、地域福祉への理解が深まるよう、出前講座の開催や講演会等の企画に取り組みます。○各種サポーター養成講座終了後、実際の活動へとつながる体制の構築に努めます。○地域福祉活動に参加する人や、活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修等の充実に図ります。	<ul style="list-style-type: none">○地域の組織や団体に、地域の行事等を通じて、地域活動に参加しやすいきっかけづくりを進めます。○地域福祉に関心のある人や専門的な知識を持っている人に対し、活動への協力を求めます。○地域の組織や団体間の情報共有や連携等、相互において活動の強化を図ります。

地域や住民一人ひとりが取り組むことができるもの

- 隣近所への声かけや見守り、話し相手等自分のできる範囲で地域での支え合い、助け合いに協力します。
- 地域活動の活動目的や活動内容に理解や関心を深め、自分にできる協力を努めます。
- 地域福祉活動に必要な知識や技能を身につけるため、研修会等に積極的に参加します。

■和水平町・和水平町社会福祉協議会的主要事業

項目名	担当	内容
民生委員児童委員活動への支援	・和水平町 ・社会福祉協議会	必要な知識を習得するための研修活動への支援や、活動のための情報提供など、民生委員児童委員活動に対する支援を行います。また、民生委員児童委員の役割や活動内容について周知・啓発を行います。
研修会等の周知	・和水平町 ・社会福祉協議会	地域福祉に関する理解を深めるため、研修会や講演会等の情報を周知し、参加の促進を行います。

(2) 担い手などの発掘、育成

取り組みの方向性

身近な地域において、誰もが気軽に集いふれあいを深めることができるよう、社会福祉協議会等と連携しながら、地域の会合や小地域福祉活動の充実を図るとともに、活動の維持や充実を担う民生委員児童委員やボランティア等の担い手の発掘・育成を推進します。

また、地域で活動を行っている人と活動への参加機会を求める人とが交流する機会や話を聞く機会を設け、活動に参加しやすい仕組みづくりを推進します。

■それぞれが取り組むこと

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
<p style="text-align: center;">地域福祉計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉活動に関わるボランティア情報の収集と発信を行い、担い手の確保に努めます。 ○住民が取り組む地域活動やボランティア活動を支援するとともに、地域の課題等に対応する新たなボランティア組織の創設を支援します。 ○社会福祉協議会等の関係機関と連携し、民生委員児童委員等の福祉を推進する人材の育成に努めます。 ○地域や社会福祉協議会等が行うサロン活動や交流活動を支援します。 ○町内の小中学校と連携し、高齢者や障がい者とも連携した体験講座等を交えながら、福祉教育を推進します。 	<p style="text-align: center;">地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域で行われているボランティア活動を支援するとともに、社協だより等に住民の参加意欲を促す記事を掲載し、情報の発信に努めます。 ○ボランティアセンターを運営し、ボランティアの相談から登録、需給の調整、また実際の活動まで円滑につながるよう支援を推進するとともに、ボランティア活動の活性化にむけた広報啓発等を推進します。 ○高齢者のいきいきサロンや子育てサロン等の各種事業を通じて、世代間の交流やふれあい活動を推進します。 ○小・中学校の総合的な学習の時間の中や各種団体の学習会の中で、高齢者疑似体験等の体験学習を行い、助け合う心の育成を図ります。

地域や住民一人ひとりが取り組むことができるもの

- 身近な地域で行われる地域活動やボランティア活動に参加・協力します。
- 地域の困りごとや課題の解決にむけた地域活動やボランティアについて、地域で話し合います。
- 地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら積極的に参加するよう心がけます。
- 高齢や障がい等の理由により困りごとを抱える人を気かけ、自分にできる支援に努めます。

■和歌山県和歌山社会福祉協議会の主な事業

項目名	担当	内容
地域で活躍する人材の養成	・和歌山県 ・社会福祉協議会	各種講座等により地域福祉活動の担い手を養成し、地域におけるボランティア活動をはじめとする支え合い活動の推進を図ります。
福祉教育の推進	・和歌山県 ・社会福祉協議会	住民の福祉への理解・認識を深めるため、福祉に関する啓発講座や講演会の開催等、福祉教育の機会を設け周知を図るとともに、ボランティア等とも連携し、内容の充実に努めます。
ボランティアセンターの運営	・社会福祉協議会	ボランティアニーズの把握と、活動希望者の登録及び情報提供を行い、活動に結びつける調整を行います。また、SNSや社会福祉協議会のホームページ等を活用し、センターの活動について周知していきます。
ふれあい・いきいきサロンへの支援	・社会福祉協議会	地域における集いの場である「ふれあい・いきいきサロン」に関し、新規の立ち上げへの支援や、自主活動のサロンに対する助成を行い、各地域での活動の充実に努めます。
福祉座談会の開催	・社会福祉協議会	住民の地域福祉への意識を引き出し、地域課題の発見や、住民同士の支え合い活動を推進することを目的とし福祉座談会を実施します。
次世代育成の推進	・社会福祉協議会	町内の小学生・中学生を対象に、児童デイサービス事業や福祉体験学習・ワークキャンプ等の機会を設け次世代の担い手を育成します。

(3) 孤独・孤立対策の整備

取り組みの方向性

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、社会的な孤独・孤立、また児童生徒を含めた自殺者数の増加が社会問題となっています。

孤立のリスクが高い一人暮らし高齢者や産後間もない子育て世帯に対して、見守りや訪問による支援に取り組むとともに、児童生徒については、学校と連携した居場所づくりや相談等の支援に取り組むとともに、SOS の出し方に関する教育等の自殺対策にも取り組みます。

■それぞれが取り組むこと

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
<p style="text-align: right;">地域福祉計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の制度では支援が難しい不登校やひきこもり等、「制度の狭間」の課題について、学校や社会福祉協議会、ボランティア団体等とも連携しながら、ニーズや実態の把握、また居場所づくり等の支援の推進に努めます。 ○高齢者や障がい者が地域で孤立することのないよう、孤独・孤立対策に取り組めます。 ○産後間もない家庭に対し、乳児家庭全戸訪問事業や子育て世帯訪問支援事業を実施し、産後うつ等により支援が必要な人の早期発見、また早期支援に取り組めます。 ○不安や抑うつ、無気力等に苦しむ人が適切に支援や医療につながるができるよう、こころの健康相談を実施します。 ○悩みや困りごと等を抱える当事者や家族に必要な情報が届くよう、やホームページ、SNS等を柔軟に活用し、相談窓口等の情報発信に取り組めます。 ○認知症カフェ等の住民や団体が主催する互助活動について、活動の場の提供や経費の助成等の支援を行います。 	<p style="text-align: right;">地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がいのある人、不登校・ひきこもりの人などが地域で孤立することのないよう、本人や地域、家族の相談から円滑に支援に繋げる体制の構築に努めます。 ○一人暮らし高齢者の閉じこもりや孤立の防止にむけて、「ひとり暮らしふれあい招待会」等の企画・運営を行うとともに、誰もが気軽に集える場づくりを進めます。

地域や住民一人ひとりが取り組むことができるもの

- 悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用します。
- 日頃から隣近所と声をかけ合い、顔のみえる関係性づくりに努めます。また、身近で困っている人がいないか気かけます。
- 異変や問題を発見したら、役場や関係機関に連絡します。
- 不登校・ひきこもりの本人や家族が抱える辛さに目をむけ、批判をせずに寄り添う心を持ちます。

■和水平町・和水平町社会福祉協議会の主な事業

項目名	担当	内容
乳児家庭全戸訪問事業・子育て世帯訪問支援事業の実施	・和水平町	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、重点的な支援が必要と思われる家庭に対しては、子育て世帯訪問支援事業につなげ、定期的な居宅訪問による支援を推進し、養育環境の安定を図ります。
適応指導教室の運営	・和水平町	不登校の児童生徒の孤立の防止や、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善にむけて、適応指導教室を安定的に運営できるよう努めます。
認知症や障がいへの理解の促進	・和水平町	認知症への理解促進に向けて、等を活用した啓発活動に取り組むとともに、障がいへの理解促進や、障がいのある人への合理的配慮の普及に向けても、同様に等を活用した啓発活動に取り組みます。
認知症カフェへの支援の推進	・和水平町	認知症高齢者やその家族が地域で孤立することのないよう、同じ立場の人や地域住民と交流できる認知症カフェの設置または継続に係る支援を行います。
こころの相談事業	・和水平町	誰もが気軽に、様々な不安や悩みを相談できるよう毎月「こころの相談」を実施します。
ひとり暮らし・高齢者世帯実態調査の実施	・和水平町 ・社会福祉協議会	町内65歳以上の一人暮らし世帯及び高齢者世帯の実態把握調査を行い、緊急連絡先などの情報を関係機関で共有し、見守り体制を構築します。
ひとり暮らしふれあい招待会の実施	・社会福祉協議会	一人暮らし高齢者の閉じこもりや孤立の防止にむけて、「ひとり暮らしふれあい招待会」等の企画・運営を行います。
世代間交流事業	・社会福祉協議会	町内の小学生による年賀状や子育てひろばとの交流を通して、世代間の交流を促進します。

2. 協働のしくみづくり

(1) 地域活動の基盤整備

取り組みの方向性

既存のボランティア団体や民生委員児童委員とも連携し、地域活動やボランティアについて広く周知・啓発を行うとともに、ボランティア活動やファミリー・サポート・センターの利活用など、住民間の支え合い活動の促進に向けた取り組みを進めます。誤訳

■それぞれが取り組むこと

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
<p style="text-align: right;">地域福祉計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動に参加する人や、活動のリーダー役となる人たちにむけた学習会や研修等の充実を図ります。 ○地域の組織や団体に対し、各種研修等の実施を支援するとともに、知識や技術の向上等の情報共有を図り、連携強化に努めます。 ○障がいの有無や性別、年齢に関わらず、誰もが地域活動に参加できる、また参加しやすい環境づくりに努めます。 	<p style="text-align: right;">地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの活性化に向けて、ボランティアセンターを運営するとともに、ボランティア団体が参加する連絡協議会の運営を行います。 ○ファミリー・サポート・センターを運営し、支援をしてほしい人と支援ができるをつなぐことで、住民間の互助活動の促進を図ります。 ○生活支援体制整備事業では、地域の実情やニーズに応じた新たなサービスの創出を行い、地域住民同士の支え合い活動を推進します。 ○地域福祉に関心のある人や専門的な知識を持っている人に対し、地域福祉活動への協力を求めます。また、地域の組織や団体間の情報共有や連携等、相互において活動の強化を図ります。 ○地域福祉の向上や助け合いの推進に向けて、社協会費・日本赤十字社会費・赤い羽根共同募金等の促進に取り組みます。

地域や住民一人ひとりが取り組むことができるもの

- 民生委員児童委員等の活動内容について理解するとともに、隣近所への声かけや見守り、話し相手等自分のできる範囲で地域での支え合い、助け合いに協力します。
- ファミリー・サポート・センターや生活支援サービス「なごみのわ」、ボランティアセンターにおける互助活動について知り、自分にできる活動に参画します。

■和水平町・和水平町社会福祉協議会的主要事業

項目名	担当	内容
ボランティア活動の啓発	・和水平町	ボランティア団体が行う活動について、やホームページで周知を図るとともに、生きがいづくりにもなるボランティア活動や研修会等の参加に向けた啓発を行います。
生活支援体制整備事業の推進	・和水平町 ・社会福祉協議会	生活支援コーディネーターを配置し、それぞれの地域におけるニーズの掘り起こしや、住民主体の互助活動、また新たなサービスの創出等への支援を行います。
協議体の推進	・和水平町 ・社会福祉協議会	関係団体と連携のもと協議体を開催し、地域ニーズの掘り起こしを行い、地域課題解決のための取り組みを支援します。
生活支援サービス「なごみのわ」の実施	・和水平町 ・社会福祉協議会	会員の登録制による住民相互の助け合い事業「なごみのわ」を運用し、安否確認やゴミ出しのお手伝いなど、日常生活を支援します。
なごみ町ファミリー・サポート・センターの運営	・和水平町 ・社会福祉協議会	会員の登録制による子どもの預かりサービスや送迎等を実施するとともに、安心して預けられる環境を整備し、周知啓発等に努めます。
町ボランティア連絡協議会の運営	・社会福祉協議会	ボランティア活動が円滑に行われるよう支援するとともに、活動周知を行い、加盟団体の増加に向け活動を推進します。
ボランティア活動費助成	・社会福祉協議会	ボランティア団体の活動支援を目的とした助成を行います。
地域福祉の推進	・社会福祉協議会	地域福祉の推進にかかる活動費募集のため、一般寄付の受付や各種会費の募集を行います。

(2) 情報提供体制の確立

取り組みの方向性

和水町や社会福祉協議会で実施している福祉サービスの情報をわかりやすく的確に伝えるため、情報提供の内容や手段を工夫するとともに、障がい等の理由により情報の入手が困難な人に配慮した情報提供を推進し、必要な情報がきちんと届く体制の整備に努めます。

■それぞれが取り組むこと

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
<ul style="list-style-type: none"> ○必要とする人に必要な福祉サービスが行き届くよう、わかりやすい情報提供に努めます。また、最新情報等については、SNS 等も活用した情報提供に取り組めます。 ○情報提供の際には、高齢者や障がいのある人等に配慮し、表示方法、記載方法、伝達方法等を工夫します。 ○出前講座を活用し、福祉サービスや制度についてわかりやすく説明するなど、情報提供の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供を目的に年4回全戸配布している「社協だより」について、必要な情報がきちんと届くよう、読みやすく、わかりやすい紙面づくりに努めます。また、最新情報等については、SNS 等も活用した情報提供に取り組めます。 ○行政と連携し、出前講座等を通じた福祉に関する情報提供に取り組めます。

地域や住民一人ひとりが取り組むことができるもの

- 様々な福祉サービス等の支援を必要とする人やその家族は、地域や行政機関から情報を積極的に入手するようにします。
- やホームページ、和水町や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持ち、目を通すように心がけます。

■和水町・和水町社会福祉協議会の主な事業

項目名	担当	内容
多様な媒体による広報の推進	・和水町 ・社会福祉協議会	各種ガイドブックやパンフレット、ホームページや出前講座等の多様な媒体また手法により、本町における福祉活動や福祉サービス等の様々な情報を発信します。
社協だよりの発行	・社会福祉協議会	社会福祉協議会の事業・活動をわかりやすく記載するとともに、町内の福祉団体の福祉活動や福祉サービスの情報、地域における福祉活動や課題等の情報を広く掲載します。

(3) 相談体制の充実

取り組みの方向性

相談支援に関わる各種支援センターの専門機関の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、不安や悩みを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応できる相談窓口の充実を図ります。

あわせて、民生委員児童委員や福祉委員、各種相談員と連携し、誰もが気軽に相談できる身近な相談窓口の充実に努めます。

■それぞれが取り組むこと

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
<ul style="list-style-type: none">○地域包括支援センターや基幹相談支援センター、こども家庭センター等を運営し、高齢・障がい・子育て等に関してそれぞれ専門的な相談支援を推進します。○一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯について個人情報保護や守秘義務の遵守のもと、民生委員児童委員と情報を共有し、円滑な相談支援等の活動が行われるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none">○専門相談窓口を設置し、相談者の利便性の向上に努めます。○家計相談等含め、生活上での不安や悩み、困りごとについて相談しやすい体制を整えます。○困りごとが気軽に相談できるよう各種相談機能を高め、相談・支援体制の整備、充実に努めます。○和水町や関係機関と連携し、支援が必要な人を包括的に支援する体制づくりに努めます。

地域や住民一人ひとりが取り組むことができるもの

- 困っているときは悩みを一人で抱えこまず、身近な人や民生委員児童委員に相談します。
- 身近な地域の相談窓口を活用します。
- 家族や身近な地域の中で悩んでいる人をみかけたら、関係機関の相談窓口を利用するよう、声をかけます。

■和歌山県和歌山社会福祉協議会の主な事業

項目名	担当	内容
高齢者への相談支援の充実	・和歌山県	地域包括支援センターにおける総合相談を通じて、高齢者のさまざまな困りごとや悩みの相談を受け付けるとともに、必要に応じて適切な機関・制度・サービスにつなげます。
障がいに関する相談支援の充実	・和歌山県	障がい児・者やその家族からの相談を受け付けるとともに、必要に応じて適切な機関・制度・サービスにつなげます。
子育て相談の充実	・和歌山県	こども家庭センターにて、子どもの健康や発達の不安、また保育や子育て支援サービスに関する事など、子育てに関する包括的な相談支援を実施するとともに、必要に応じて適切な機関・制度・サービスにつなげます。
職員の相談支援能力の向上	・和歌山県 ・社会福祉協議会	外部・内部の研修等へ積極的に参加し、福祉施策や福祉ニーズの変化等について学び、スキルアップに努めることで、職員の相談支援能力の向上を図ります。
福祉総合相談窓口の開設	・社会福祉協議会	日常生活における困りごとや、介護や健康に関する困りごと、家計相談等を包括的に受け止め、関係機関や専門機関と連携しながら一人ひとりに合わせた伴走型の支援を推進します。
専門相談窓口の開設	・社会福祉協議会	法律相談や補聴器相談を定期的に行い、地域住民の相談に応じます。

(4) 見守り体制の充実

取り組みの方向性

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、学校や福祉事業所、地域ボランティア等と連携し、子育て家族や高齢者、障がいがある人など、悩みや課題を抱えた人が孤立することを防ぐとともに、地域全体での見守りネットワークを構築します。

■それぞれが取り組むこと

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
<p style="text-align: right;">地域福祉計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域、社会福祉協議会と連携して、あいさつ・声かけ運動を支援します。 ○認知症高齢者を支える地域づくりにむけ、学校等と連携した認知症サポーターの養成に取り組めます。 ○子どもや高齢者を対象とした交通安全教室等、年代に応じた交通安全活動を進めます。 ○子どもや高齢者等が犯罪等に巻き込まれないよう各種取り組みのほか、関係機関との連携等に努めます。 	<p style="text-align: right;">地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種福祉機関や団体との連携のもと、あいさつ・声かけ運動を推進します。 ○民生委員児童委員、ボランティアや関係機関等と連携し、地域における見守り活動を推進するとともに、福祉サービス利用に結びついていない要援護者の把握に努めます。 ○町内の事業所と協定を締結し、連携・情報共有を行う見守りネットワークを推進します。

地域や住民一人ひとりが取り組むことができるもの

- あいさつをする、近所に声をかけるなど、日頃から普段の近所づきあいを大切にします。
- 見守り、声かけ、ごみ出し等の支援に積極的に参加、協力します。
- 身近な地域の中に困っている人や見守りが必要な人がいないか目を配ります。
- 困っている人を見かけたら声をかけ、手助けできるよう心がけます。

■和水平町・和水平町社会福祉協議会的主要事業

項目名	担当	内容
学校と連携した見守り活動の推進	・和水平町	小・中学校や地域の民生委員児童委員また主任児童委員と連携し、子どもの見守り活動を行うとともに、児童生徒が安全安心に登下校ができるよう、子ども見守り隊等の地域のボランティアと連携した登下校時の見守り活動を推進します。
交通安全活動の推進	・和水平町	学校等と連携して、交通安全教室を実施し、安全意識の向上に努めます。
民生委員児童委員と連携した見守りの推進	・和水平町 ・社会福祉協議会	高齢者世帯等の見守り活動を行っている民生委員児童委員と連携しながら、支援が必要な人の把握を行うとともに、必要な支援につなげます。
認知症サポーターの養成	・和水平町 ・社会福祉協議会	認知症を正しく理解する人が増えることで認知症の人が安心して暮らすことができるよう、町内小・中学校と連携し、認知症サポーター養成講座に取り組みます。
和水平町見守りネットワークの推進	・和水平町 ・社会福祉協議会	町内の事業所と見守りに関する協定を締結し、認知症の早期発見や振り込め詐欺被害の防止など、関係機関と情報共有を行いながら、見守り体制の強化に努めます。

3. 安全・安心なまちづくり

(1) 福祉サービスの適切な利用促進

取り組みの方向性

福祉サービスを取り巻く現状・課題や住民の福祉ニーズを把握し、支援を必要とする人の状況やニーズに応じた福祉サービスの提供を行います。

また、制度の狭間の課題や複雑化・複合化した課題を抱え、適切な支援を受けることができていない人を、地域住民や民生委員児童委員、保育・教育機関や関連事業者、また団体らが連携して把握し、行政につなぐなど、適切な支援につなげるための仕組みづくりを進めます。

■それぞれが取り組むこと

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
<p style="text-align: center;">地域福祉計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢化や障がい、生活困窮などの理由により支援が必要な人が適切にサービスを利用できるよう、わかりやすい情報発信やサービス利用に係る相談等支援の充実を図ります。 ○生活困窮や子どもの貧困等複合的な課題を抱える世帯に対し、社会福祉協議会とも連携し相談支援や就労支援、子どもの学習支援など、必要な支援を全庁的・分野横断的な連携のもと提供できるよう努めます。 ○民生委員児童委員や地域からの相談、また保育・教育機関等をはじめとした多機関との連携により、支援が必要な人を早期に把握し、相談支援や日常生活のサポートに取り組めます。 ○妊娠期～出産～子育て期の切れ目ない子育て支援に努めるとともに、適切な保育サービスや障がい児支援の提供を推進します。 	<p style="text-align: center;">地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人として、利用者一人ひとりのニーズや状況に応じて、介護保険サービス等の福祉サービスの提供を推進します。また、災害時にも安定的に福祉サービスが提供できるよう、事業継続計画(BCP)に基づいた取り組みを推進します。 ○地域の福祉サービス提供事業所と連携し、社会資源を活用した福祉サービスの提供、また充実に努めます。 ○地域包括ケアシステムの構築にむけ、関係機関・団体と連携し、ニーズに応じた生活支援サービスが提供できる体制づくりを進めます。

地域や住民一人ひとりが取り組むことができるもの

- 等により、福祉サービスや相談窓口についての情報収集に努めます。
- 悩みごとや心配ごとを一人で抱えこまず、周囲の人に相談します。
- 必要があれば、福祉事務所やハローワークの相談窓口を活用します。
- 身の回りで相談を受けたら話を聞き、必要に応じて相談機関を紹介します。

■和歌山県和歌山社会福祉協議会の主な事業

項目名	担当	内容
地域包括支援センターの運営	・和歌山	地域包括支援センターにおける総合相談を通じて、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや、関係機関及び制度の利用につなげます。
共生型サービスの提供体制の確保	・和歌山	障がいのある方が高齢化しても安心して生活できるよう、広域でも連携し、障害福祉サービスと介護保険サービスが同一の事業所内で提供される共生型サービス等の提供体制の確保に努めます。
福祉サービスの周知	・和歌山 ・社会福祉協議会	町や社会福祉協議会で実施している福祉サービスの情報を、出前講座等によりわかりやすく的確に伝えます。
サービスの適切な利用の促進	・和歌山 ・社会福祉協議会	社会福祉協議会や福祉サービスの事業者をはじめ、学校、医療機関、ボランティア団体等の多様な社会資源と連携し、相談等から適切な支援ができる体制を整えます。
居宅介護支援事業	・社会福祉協議会	ケアマネジャーを配置し、利用者の意向に沿ったケアプラン作成や、在宅支援などのサービスにつなげます。
訪問介護事業	・社会福祉協議会	利用者の在宅生活のための支援やニーズに合ったサービスを提供します。
福祉用具貸出事業	・社会福祉協議会	所有する福祉用具等を、町内に居住する必要な方へ一時的に貸し出します。

(2) 安心して暮らせるまちづくり

取り組みの方向性

誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持ち生活できるよう、高齢化や障がい等の理由により判断能力に不安がある人の権利や財産を守る権利擁護体制の充実を図るとともに、虐待の未然防止また早期解決にむけた取り組みを推進します。

また、地域の事業者とも連携し、日々の生活における外出や買物等に関わる支援の充実に努めます。

■それぞれが取り組むこと

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
<p style="text-align: right;">地域福祉計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がいや高齢化等の理由により金銭管理や判断能力に不安のある人の財産を守る成年後見制度等の権利擁護関連制度について、社会福祉協議会等の関係機関と連携して、周知と利用促進に努めるとともに、市民後見人の育成にも取り組みます。 ○学校や住民、福祉サービスの事業所等と連携し、虐待の早期発見や早期解決に取り組めます。 ○地域で安心して生活できるよう、地域の公共交通の維持・充実に取り組みます。 ○地域の事業者が実施する移動販売について、情報提供等必要な支援を推進します。 ○生活困窮等の理由により居住の確保に課題を抱える方に対し、社会福祉協議会とも連携し一時的な住まいの確保や就労相談、家計改善等の生活再建にむけた支援を推進します。 	<p style="text-align: right;">地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○判断能力が不十分な高齢者や障がい者等を支援する日常生活自立支援事業や成年後見制度の提供体制の充実にむけた取り組みを推進するとともに、広く住民に対し制度の周知や相談に取り組めます。 ○地域住民の暮らしの相談の場として各種専門機関による相談を実施します。 ○外出や買い物等の日常生活に関わる福祉ニーズの把握に努めるとともに、支援体制の充実・整備に努めます。 ○様々な理由で経済的に困窮されている方に対し、就労など自立に関する相談等の支援を行います。また、家計改善等の生活再建に向けた伴走型の支援を行います。

地域や住民一人ひとりが取り組むことができるもの

- 誰もが発症する可能性のある認知症について理解を深め、夜間に徘徊している人や困っている人がいたら声かけできるよう努めます。
- 成年後見制度等の権利擁護に関する支援や、虐待の予防・対応に関する知識を深めます。
- 虐待や権利侵害に気づいた場合には、速やかに適切な機関に相談します。
- 乗合タクシーや地域の公共交通を活用するとともに、自家用車を運転する時は、障がい者用駐車場の適正利用に協力します。

■和水平町・和水平町社会福祉協議会的主要事業

項目名	担当	内容
虐待防止と早期解決の推進	・和水平町	虐待防止にむけた啓発や相談支援を推進するとともに、地域からの相談や通報を受けつけ、早期解決を図ります。また、介護や介助が必要な家族がいる世帯に対し、介護等の負担が原因となり虐待につながるようなことがないよう、レスパイト(休息)目的を含め、適切に福祉サービスが利用できるよう支援します。
公共交通の維持・充実	・和水平町	住民に身近な外出支援としての乗合タクシー「あいのりくん」の利活用の促進を図り、持続的な運用を目指します。また、和水平町地域公共交通計画に基づき、公共交通の維持や利便性の向上にむけた取り組みを推進します。
移動販売事業の推進	・和水平町	民間事業者が行っている移動販売について、支援を行います。
生活困窮者自立相談支援事業	・和水平町 ・社会福祉協議会	様々な理由で経済的に困窮される方に対し、就労など自立に関する相談・支援窓口を設置します。また、課題解決に向けた支援調整会議を随時開催し、伴走型の支援で課題を分析し問題解決、生活の再建を支援します。
成年後見制度の推進	・和水平町 ・社会福祉協議会	必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用できるように、本人や家族への制度の周知など利用促進を進めます。
日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)	・社会福祉協議会	認知症高齢者、知的障がい・精神障がい者の中で、判断能力が十分ではない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常生活の金銭管理等を行います。
まごころ安心預かりサービス事業	・社会福祉協議会	和水平町社会福祉協議会の独自事業として日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)に該当しない方で、日常の金銭管理などが必要な方に対して預かりサービスを行います。
福祉資金貸付事業	・社会福祉協議会	和水平町社会福祉協議会の独自事業として、生活に困窮され緊急に支払いが必要な社協会員を対象に貸付を行います。
緊急時食糧支援事業	・社会福祉協議会	生計困難者等へ必要に応じて生活必需品の給付、食事の提供等の支援を行います。

(3) 地域の健康づくりの促進

取り組みの方向性

健康寿命の延伸や生活の質の向上のためには、健康の維持・増進が非常に重要となります。地域で行われる介護予防等の取り組みについて、老人会等とも連携し活性化を図るとともに、生活習慣病の発症また重症化予防に取り組みます。

また、母子保健について、妊娠期からの切れ目のない健康づくりを推進します。

■それぞれが取り組むこと

行政が取り組むこと	地域福祉計画	社会福祉協議会が取り組むこと	地域福祉活動計画
○健康寿命の延伸を目標に、地域、医療機関、行政、社会福祉協議会等が連携し、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。		○地域で行われるお茶の間筋トレ体操教室(介護予防教室)等を支援し、血圧測定や筋トレ、ダンス、レクリエーション等健康づくりにつながる取り組みを推進します。	
○地域住民の健康維持・増進のため、地域での健康づくり、介護予防の取り組みを支援します。		○家庭での調理が困難な独居・高齢者世帯等を対象に週2回、町内福祉施設での調理協力の下、栄養バランスの取れたお弁当を夕方に配達します。また、対象世帯の安否確認も同時に行います。	
○住民の健康への意識を高めるために、特定健診やがん検診の受診率向上にむけた取り組みを進めます。		○男性料理教室を開催し、料理に関する基本的技術の習得や栄養講座等で調理を学ぶとともに、参加者間の交流の促進を図ります。	
○母子保健について、妊娠中から子育て期にわたり、地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健師及び栄養士等による相談支援や乳幼児健診を実施します。			

地域や住民一人ひとりが取り組むことができるもの

- 食生活や運動習慣に気を配り、日々の健康を良好に保てるよう努めます。
- 高齢者は、地域で行われる介護予防教室等に積極的に参加します。
- 特定健診やがん検診のお知らせに目を通し、自分や家族のために受診できるよう努めます。

■和歌山県和歌山社会福祉協議会の主な事業

項目名	担当	内容
健康診査等の充実	・和歌山	健康診査等を充実し、生活習慣病の早期発見、早期治療を推進します。また、保健師や栄養士による、対象者にあつた健康管理のための食生活の改善提案等、取り組みやすい健康増進に向けた施策の充実を図ります。
がん検診等の受診の推進	・和歌山	住民の健康の維持増進に向けて、肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん、またその他のがん検診について、検診にかかる費用の助成を行うとともに、受診率の向上に向けた広報啓発等に取り組めます。
医療サービスの確保	・和歌山	住民が安心して健康診断や医療機関を受診することができるよう、町立病院や健康づくり関係機関、理学療法士等と連携した地域医療サービスを強化します。また、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活かしていくために病院間の役割分担と医師派遣等による連携強化を主眼においた「機能分化・連携強化」を図ります。
母子保健の向上	・和歌山	子育て相談、乳幼児健診、子ども医療費助成、養育医療費助成等による子どもの健康確保及び推進を図ります。
e スポーツ事業の推進	・和歌山 ・社会福祉協議会	世代間交流の促進や高齢者の健康づくり、デジタル社会に対応した人材育成など、福祉や教育分野への社会的な貢献を目指します。
介護予防教室事業 (お茶の間筋トレ体操教室)	・和歌山 ・社会福祉協議会	各地区公民館で筋力アップのための体操教室を実施し、利用者の健康維持だけでなく、地域住民の交流の場として参加しやすい教室づくりを目指します。
通所型サービス B 事業 (なかよし会・ふれあい会)	・和歌山 ・社会福祉協議会	要支援認定者及び事業対象者の健康維持・生きがいづくりを目的に、通所事業として手芸やレクリエーション等のサービスを提供します。
男性料理教室事業	・和歌山 ・社会福祉協議会	集いの場の支援として、調理の基本的技術の習得や仲間づくりを目的に男性料理教室を開催します。
食の自立支援事業	・和歌山 ・社会福祉協議会	家庭での調理が困難な独居及び高齢者世帯の方を対象に町内福祉施設での調理協力のもと、栄養バランスの取れた弁当を対象者宅へと配達を行うとともに、安否確認を実施します。
ふれあい・いきいきサロンへの支援(再掲)	・社会福祉協議会	地域における集いの場である「ふれあい・いきいきサロン」に関し、新規の立ち上げへの支援や、自主活動のサロンに対する助成を行い、各地域での活動の充実を図ります。

(4) 地域の防災力・防犯体制の強化

取り組みの方向性

地震や大型台風・集中豪雨等の災害発生時に迅速に避難するために、避難支援を要する人の情報を、個人情報保護に配慮のうえ、地域と共有し、日頃からの見守り活動の推進や防災訓練の実施など、避難体制の強化と充実を図ります。

また、増加する消費者トラブルや特殊詐欺等の犯罪への対策として、学校等とも連携した防犯教育を推進するとともに、地域や学校、金融機関等とも連携した見守り体制の充実に努めます。

■それぞれが取り組むこと

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
<p style="text-align: center;">地域福祉計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に自ら避難できない高齢者や障がいのある人等要支援者に対しては、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時からの見守りや災害時の避難支援を実施します。また、災害時の迅速な避難支援につなげるため、個別の避難計画の作成に努めます。 ○防災意識の啓発にむけて、等を活用した情報発信を推進するとともに、災害時に必要な情報を迅速に得られるよう、多様なツールを活用した情報発信を推進します。 ○地域の防災活動の活発化を図るため、各地域の自主防災組織の運営を支援します。 ○犯罪・非行の防止と更生に関する住民理解の促進に向けて、保護司等とも連携した、広報・啓発や、出所者への見守り等の支援に取り組めます。 	<p style="text-align: center;">地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンター設置訓練に取り組むとともに、災害ボランティアの育成と災害時に円滑に対応できる体制をつくります。 ○和水町や民生委員児童委員と連携し、避難行動要支援者の把握や台帳への登録の推進に努めます。 ○悪徳商法等について、地域の会合等で防犯講習会を実施し、被害にあわないよう呼びかけます。 ○各種団体と連携し、防犯活動に取り組むとともに、防犯意識の啓発に努めます。

地域や住民一人ひとりが取り組むことができるもの
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の防災訓練に参加するとともに、災害時の避難にあたっては、本当に支援が必要な人に支援が届くように、事前の避難ルートの確認や早期の避難準備に努めます。 ○災害時に助け合えるよう、日ごろから声を掛け合い、顔の見える関係づくりに取り組みます。 ○自主防災組織の活動を活性化して、災害時の支援体制を整えます。 ○子どもや高齢者、障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、地域全体で声掛けや見守りに取り組みます。 ○地区防犯組織の活動に関心を持ち、自分にできる協力をします。

■和歌山県和歌山社会福祉協議会の主な事業

項目名	担当	内容
自主防災組織の運営支援	・和歌山町	地域の防災力を高めるため、自主防災組織の活動に対する補助を行います。
防犯設備の設置	・和歌山町	犯罪発生防止のため、LED防犯灯等の防犯設備の設置に対する補助を行います。
防犯・非行の防止	・和歌山町	犯罪や非行をした人たちの更生について広く住民の理解を得るため、「社会を明るくする運動」などの取組を通して広報・啓発活動を行います。
避難支援体制の強化	・和歌山町 ・社会福祉協議会	地域包括支援センターや自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者台帳の整備を推進するとともに、要支援者の一人ひとりの状況に応じた具体的な避難計画である、個別避難計画の策定、また避難支援員の確保に努めます。
災害時を意識した見守り活動の推進	・和歌山町 ・社会福祉協議会	災害時の安否確認や避難行動支援等を意識し、日頃の声かけや見守り訪問を実施するよう呼びかけます。
防災訓練等へ参加・協力	・和歌山町 ・社会福祉協議会	町及び地域での防災訓練の際に、炊出し訓練や災害ボランティアセンター等についての周知啓発を行い、防災に対する意識を醸成します。
災害ボランティアセンター設置・運営	・社会福祉協議会	災害ボランティアセンター設置及び運営のための体制整備を進めます。
災害時相互応援協定	・社会福祉協議会	近隣社協、各団体等との災害時相互応援協定締結などを推進します。
防犯に関する周知啓発活動の実施	・社会福祉協議会	社会福祉協議会の事業や見守りネットワーク、各関係機関と協働し、防犯に関する講話を実施し、防犯意識の向上に努めます。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進にあたって

(1) 協働による計画の推進

計画の推進にあたっては、町、社会福祉協議会、住民、地域、団体、事業者がそれぞれの役割を認識し取り組みを進めていく必要があります。

地域福祉は、「自助」「互助・共助」「公助」の機能が相互に連携・補完・補強し合いながら進められるものであり、それぞれの担い手が、それぞれに役割を果たすことが重要となります。

地域福祉活動の主役を担うのは、住民と地域です。本計画の施策ごとに掲げた「地域や住民一人ひとりが取り組むことができるもの」に積極的に取り組んでいただけるよう、計画の周知に努めていきます。

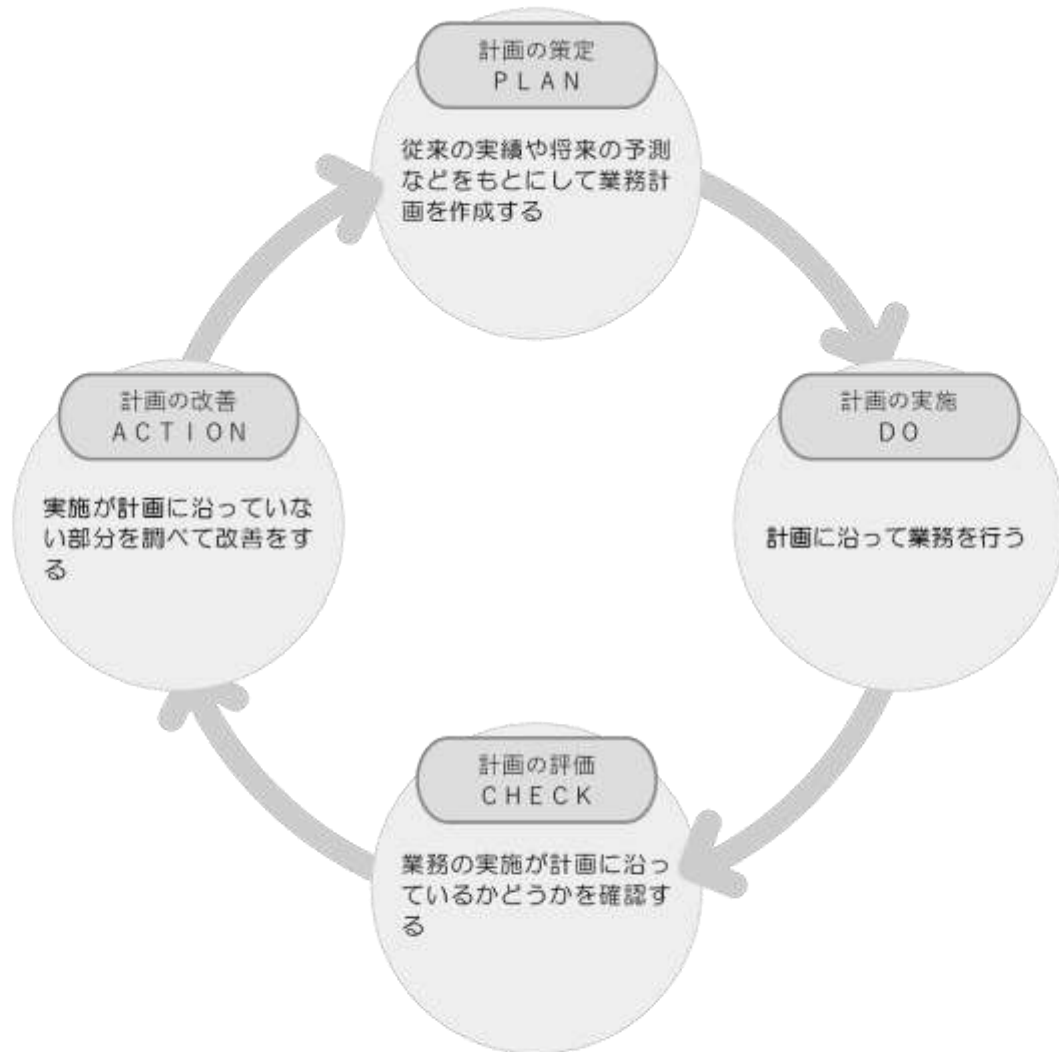
また、和水町の役割として、住民、地域、各種団体等が地域福祉に関する取り組みを円滑に進められるよう、必要な援助やネットワークの構築等を進めていきます。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な役割を担う団体として、和水町と連携しながら、住民参加の支援や活性化を目指して、各種事業を実施していきます。

このように、地域福祉の担い手がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携また協働して計画の推進に努めていきます。

(2) 計画の進捗管理

各取り組みの実施にあたっては、必要に応じて計画の点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取り組みの見直しや充実を検討するなど、PDCAサイクルに基づき計画を推進していきます。



※ PDCAサイクル（事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ）

P = PLAN
（プラン）…具体的な施策など
D = DO
（ドゥ）…実行
C = CHECK
（チェック）…点検・評価
A = ACTION
（アクション）…改善